

宮城県災害対策本部条例

(昭和37年12月23日宮城県条例第32号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、宮城県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員その他の職員は本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(地方支部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に地方支部を置くことができる。

2 地方支部の組織及び所掌事務は、本部長が定める。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

3 現地災害対策本部員その他の職員は、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第31号)

この条例は、公布の日(平成9年10月13日)から施行する。

附 則 (平成24年条例第65号)

この条例は、公布の日(平成24年10月18日)から施行する。

宮 城 県 災 害 対 策 本 部 要 綱

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宮城県災害対策本部条例（昭和37年宮城県条例第32号）第6条の規定により、宮城県災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 本 部

(設置及び廃止)

第 2 条 本部は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたとときに設置する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、自動的に設置する。

- (1) 県内で震度6弱以上（実測値）の地震が観測されたとき。
- (2) 次に掲げる特別警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第5条に規定する特別警報のうち、地震動特別警報を除く）が県内に発表されたとき。

- イ 暴風特別警報
- ロ 暴風雪特別警報
- ハ 大雨特別警報
- ニ 大雪特別警報
- ホ 火山現象特別警報（噴火警報（居住地域））
- ヘ 津波特別警報（大津波警報）
- ト 高潮特別警報
- チ 波浪特別警報

- (3) 市町村が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第3項に基づく緊急安全確保を発令したとき

- 2 本部の部長又は地方支部の支部及び地域部の長に充てられる者は、本部を設置する必要があると認めたとときは、知事に本部の設置を要請することができる。
- 3 本部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたとときに廃止する。
- 4 本部の設置及び廃止については、本部事務局から各部、支部及び地域部に伝達する。ただし、第1項ただし書の場合の本部の設置については、この限りでない。

(副本部長及び本部員)

第 3 条 災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

- 2 副本部長が職務を代理する場合の順序は、副知事の担当事務に関する規程（平成18年宮城県訓令甲第22号）において、復興及び危機管理に関することを担当すると定める副知事を第一順位とする。
- 3 前項の場合において副本部長にも事故があるときは、復興・危機管理部長がその職務を代理する。
- 4 前項の場合において復興・危機管理部長にも事故があるときは、知事の職務を代理する上席の職員に関する規則（平成十五年宮城県規則第七十八号）で定めた職員が、その職務を代理する。
- 5 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育委員会教育長

- (2) 公営企業管理者
- (3) 部制条例(昭和35年宮城県条例第41号)に定める部の長
- (4) 会計管理者
- (5) 出納局長
- (6) 企業局長
- (7) 警察本部長
- (8) 復興・危機管理部危機管理監
- (9) その他災害対策本部長(以下「本部長」という。)が必要と認めたる者
(本部会議)

第4条 本部に、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を協議決定する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 4 本部長は、会議録を作成し、これを保持しなければならない。
なお、会議録に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 開催の日時、場所
 - (2) 出席者
 - (3) 議事要旨(組織及び分掌事務)

第5条 本部に、別表1に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本部長は別表1に掲げる事務については担当する部を変更し、又は別表1に掲げていない事務については新たに担当する部を決定し、当該事務の遂行を部長に命ずることができる。
- 3 部に、宮城県災害対策本部条例第3条第3項に定める部長のほか、副本部長及び班長を置き、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
(本部事務局)

第6条 本部に、本部事務局を置く。

- 2 本部事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
(本部連絡員)

第7条 部に、本部連絡員を置き、部長が部内の総括及び連絡調整に関する事務を所掌する班に所属する総括課長補佐の職にある職員のうちから指名する。

- 2 本部連絡員は、上司の命を受け、所属部と本部事務局との連絡調整並びに所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理等の事務に従事する。
(情報連絡員)

第8条 班に、情報連絡員を置き、班長が所属職員のうちから指名する。

- 2 情報連絡員は、上司の命を受け、所属班に係る被害又は災害対策活動に関する情報等の連絡事務に従事する。
(被災市町村への職員派遣)

第9条 本部長は、災害対策本部と被災市町村との連絡調整を図るため特に必要と認めるときは、各部副部長等を指名し、被災市町村に派遣する。

第3章 支部及び地域部

(支部及び地域部の設置及び所管区域)

第10条 災害対策の効果的な実施を図るため、本部に別表2に掲げる支部及び地域部（以下「支部等」という。）を置き、その所管区域は同表に掲げる区域とする。

- 2 前項に規定するもののほか、災害対策に関し、国会、政府その他の関係機関との連絡調整及び情報収集に当てるため、宮城県東京事務所に東京支部を置く。
- 3 本部長は、災害が一部の地域に限られる場合において、当該地域所管以外の支部等を設置しないことがある。
- 4 支部等の設置及び廃止については、本部事務局から第15条1項に規定する支部事務局及び地域部事務局に伝達する。ただし、第2条第1項ただし書の場合の支部等の設置については、この限りでない。

(支部等の構成機関)

第11条 支部等は、当該支部等の所管区域を所管する別表3に掲げる県の機関（所管区域が県全域である地方機関及び所管区域のない地方機関にあっては、当該支部等の所管区域に所在するもの）で構成する。

(支部等の構成員)

- 第12条 支部長、副支部長及び支部員並びに地域部長、副地域部長及び地域部員は、別表3に掲げる者及び支部長又は地域部長が必要と認められた者をもって充てる。
- 2 東京支部は、東京事務所長を支部長、同所副所長を副支部長とする。
 - 3 支部長及び地域部長（以下「支部長等」という。）は、本部長の命を受け、支部又は地域部の事務を掌理する。
 - 4 副支部長は支部長を、副地域部長は地域部長を補佐し、支部長又は地域部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(支部会議及び地域部会議)

第13条 支部に支部会議を、地域部に地域部会議を置く。

- 2 支部会議は、支部長、副支部長及び支部員をもって構成し、また、地域部会議は地域部長、副地域部長及び地域部員をもって構成し、災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項を協議決定する。
- 3 支部会議及び地域部会議は、支部長等が招集し、主宰する。

(支部等の組織及び分掌事務)

第14条 支部等の組織及び分掌事務は、別表3及び別表4に掲げる基準に従い、地域の実情に応じ、支部長等があらかじめ定めておかなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、支部長等は、あらかじめ定めた事務については別表3に掲げる構成機関から担当する班を変更し、又は定めのない事務については新たに担当する班を決定し、当該事務の遂行を班長に命ずることができる。

(支部事務局及び地域部事務局)

第15条 支部に支部事務局を、地域部に地域部事務局を置く。

2 支部事務局及び地域部事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、本部事務局に準じ支部長等が定める。

(支部連絡員及び地域部連絡員)

第16条 支部の班に支部連絡員を、地域部の班に地域部連絡員を置き、班長が所属職員のうちから指名する。

2 支部連絡員又は地域部連絡員は、上司の命を受け、所属班と支部事務局又は地域部事務局との連絡調整並びに所属班に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理等の事務に従事する。

(支部情報連絡員及び地域部情報連絡員)

第17条 支部等の班に、情報連絡員を置き、班長が所属職員のうちから指名する。

2 情報連絡員は、上司の命を受け、所属班に係る被害又は災害対策活動に関する情報等の連絡事務に従事する。

第4章 現地災害対策本部

(現地災害対策本部の設置及び廃止)

第18条 本部長は、特に必要があると認めるときは、局地災害の応急対策を強力に推進するために、当該地域を所管する支部等又は当該災害現場等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

2 現地本部は、現地での主要な災害応急対策がおおむね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間設置する。

(現地本部長等)

第19条 現地本部長は、副本部長のうちから、現地本部員その他の職員は、災害対策本部事務局及び各部等のうちから本部長が指名する。

(現地本部の組織等)

第20条 前2条に定めるもののほか、現地本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

第5章 災害対策体制

(非常配備体制)

第21条 本部長は、本部を設置した場合、組織の全力を挙げて応急対策を実施するため災害応急対策に従事することができる全職員に非常配備を指令する。ただし、休日、勤務時間外における初動期の非常配備については、各部で定める配備編成計画に基づく。

2 部長、支部長等に充てられる者は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを班員に周知徹底しなければならない。

(1) 班内の所掌事務、配備職員及びその責任者

(2) 配備職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制

3 分掌事務を実施するため職員に不足を生じる場合、部長、支部長等は本部長に対し、その補充を要請することができる。

(非常配備における応援態勢等)

第22条 休日、勤務時間外において交代及び応援要員として指定された配備職員は、所属班長の指示により直ちに登庁できる態勢をとる。

2 本部設置前等における警戒配備については、別に定める。

(非常配備の特例)

第23条 本部長は、次の各号のほか、災害の態様等に応じ、支部等に対して、非常配備体制とは異なる配備体制を指令することができる。

(1) 所管区域で震度6弱以上を観測した支部等が4支部等に満たない場合（仙台市で震度6弱以上を観測した場合を除く。）、震度6弱未満を観測した支部等について、前条第2項に定める体制を指令する

(2) 特別警報の発表に伴って本部を設置した場合、特別警報発表地域（大津波警報については沿岸15市町、噴火警報（居住地域）については栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）以外を所管する支部等について、前条第2項に定める体制を指令する

2 支部長等は、配備された職員がその分掌事務を完了したとき又は災害の態様等により直ちにその事務を実施する必要がないと認めるときは、非常配備から前条第2項に定める体制への縮小を指示することができる。

その場合、支部長等は、事前にその旨を本部長に報告しなければならない。

第6章 雑 則

(被害状況報告の取扱い)

第24条 災害に関する被害状況報告は、別表5により行う。

2 各部長は、それぞれの分掌事務に関する被害状況について本部事務局長に報告する。

3 本部事務局長は、各部長からの被害状況報告をとりまとめ、本部長に報告するとともに各部長に報告する。

4 支部等の各班長は、それぞれの分掌事務に関する被害状況について、本部関係班長に報告した後速やかに支部長等に対して報告する。

(腕章及び標識)

第25条 本部長、副本部長、本部員その他の本部職員は、被災現場において災害対策活動に従事するときは、別図の規格による腕章を付ける。

2 災害対策活動に使用する本部の車両は、別図の規格による標識を付ける。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 各部及び班の分掌事務

班 名	班 長	分 掌 事 務 等
■総務部		部長：総務部長 副部長：総務部副部長
秘書班	秘書課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 礼状対応の調整に関する事。
人事班	人事課長	1 職員・家族等の安否確認の取りまとめに関する事。 2 市町村への県職員の派遣に関する事(市町村との調整等を除く)。 3 県への他都道府県からの応援職員の受入調整に関する事。 4 部内の総括及び連絡調整に関する事。 5 部内の所管施設対策に関する事。 6 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関する事。
行政管理班	行政管理室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。
行政経営推進班	行政経営推進課長	県民からの相談に関する事。
職員厚生班	職員厚生課長	1 職員の福利厚生対策に関する事。 2 帰宅困難者(職員)に対する備蓄食料及び飲料水の配布調整に関する事。
県政情報・文書班	県政情報・文書課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。
私学・公益法人班	私学・公益法人課長	1 私立学校の災害対策に関する事。 2 宮城大学の災害対策に関する事。
広報班	広報課長	1 県広報媒体による広報の調整に関する事。 2 報道機関との調整に関する事。 3 県ホームページの運用に関する事。
財政班	財政課長	財政措置に関する事(激甚災害指定要請・復興支援要請に係る財政措置に関する事を含む)。
税務班	税務課長	1 税の措置に関する事。 2 要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援(助言及び相談を含む)に関する事。
地方税徴収対策班	地方税徴収対策室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。
市町村班	市町村課長	1 市町村その他公共団体の行財政に関する事。 2 市町村が行うり災証明発行事務の助言及び相談並びに発行状況の取りまとめに関する事(市町村が実施する住家被害認定調査及び被害認定に関する事を除く)。 3 市町村への人的支援(災害時における宮城県市町村相互応援協定を含む)の派遣調整に関する事。 4 市町村への全国避難者情報システムの取りまとめ及び情報提供に関する事。
管財班	管財課長	1 県庁舎等及び合同庁舎の施設対策に関する事。 2 帰宅困難者(職員を除く)対策に関する事。
人事委員会班	人事委員会事務局総務課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。
労働委員会班	労働委員会事務局審査調整課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。

監査委員班 総務事務管理班	監査委員事務局総務課長 総務事務管理課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。 部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
■復興・危機管理部 復興・危機管理総務班	復興・危機管理総務課長	部長：復興・危機管理部長 副部長：復興・危機管理部危機管理監、復興・危機管理部副部長 1 災害対策本部事務局運営に関すること。 2 県及び市町村への人的応援に関する他県等との調整に関すること。 3 政府及び国会の調査団等の総合調整に関すること。
復興支援・伝承班	復興支援・伝承課長	1 災害対策本部事務局運営に関すること。 2 災害救助の総括に関すること。 3 救助実施市との調整に関すること（資源配分に係る調整を含む）。 4 災害情報の集約に関すること。 5 応急仮設住宅に関すること。 6 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 7 被災者生活再建支援金に関すること。 8 災害復興寄附金・義援金に関すること。
防災推進班	防災推進課長	1 災害対策本部事務局運営に関すること。 2 市町村災害対策本部の運営指導に関すること。 3 通信情報対策に関すること。 4 激甚災害指定要請に係る検討調整に関すること。 5 自衛隊災害派遣要請に関すること。 6 広域防災拠点（暫定）の開設、運営等に関すること。 7 圏域防災拠点の開設等に関すること。 8 本部事務局の物資業務に関すること。 9 電力、通信復旧の調整に関すること。 10 広域防災拠点暫定整備地（宮城野原）の支援部隊への情報提供に関すること。
消防班	消防課長	1 災害対策本部事務局運営に関すること。 2 危険物災害対策に関すること。 3 高圧ガス及び火薬類の保安対策に関すること。 4 防災ヘリコプターに関すること。 5 緊急消防援助隊の調整に関すること。
原子力安全対策班	原子力安全対策課長	1 災害対策本部事務局運営に関すること。 2 原子力発電所周辺地域の安全対策に関すること。
■企画部 企画総務班	企画総務課長	部長：企画部長 副部長：企画部副部長、デジタル政策推進監兼副部長 1 部内の総括及び連絡調整に関すること。

総合政策班	総合政策課長	2 政府及び国会に対する要望の総合調整に関する事。 3 鉄道・地下鉄、バス、離島航路の被害情報収集伝達に関する事。 4 全国知事会との連絡調整に関する事（本部事務局の物資関係業務に関する事を含む）。 5 部内の所管施設対策に関する事。 6 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関する事。 7 災害応援従事職員の派遣に関する事。 8 部内の応援職員の受入調整に関する事。 部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。
デジタルみやぎ推進班	デジタルみやぎ推進課長	所管するネットワーク及びシステムの被害対策に関する事。
産業デジタル推進班	産業デジタル推進課長	企業の災害復旧の相談に関する事。
地域振興班	地域振興課長	広域一時滞在に関する事。
スポーツ振興班	スポーツ振興課長	社会体育施設対策に関する事。
地域交通政策班	地域交通政策課長	1 地域交通網の確保対策に関する事。 2 交通安全対策に関する事。 3 緊急通行車両(公用車)証明書等の発行事務に関する事。
統計班	統計課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。
■環境生活部		部長：環境生活部長 副部長：環境生活部副部長
環境生活総務班	環境生活総務課長	1 部内の総括及び連絡調整に関する事。 2 部内の所管施設対策に関する事。 3 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関する事 4 災害応援従事職員の派遣に関する事。 5 部内の応援職員の受入調整に関する事。
環境政策班	環境政策課長	電力、都市ガス関係の被害情報収集伝達に関する事。
再生可能エネルギー班	再生可能エネルギー室長	燃料電池自動車の災害時運用に関する事。
環境対策班	環境対策課長	環境公害対策に関する事。
自然保護班	自然保護課長	所管施設の被害情報収集、災害対策に関する事。
食と暮らしの安全推進班	食と暮らしの安全推進課長	1 給水対策に関する事。 2 埋葬・火葬対策に関する事。 3 食品衛生対策に関する事。 4 動物保護対策に関する事。 5 生活衛生対策に関する事。 6 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定に関する事。
循環型社会推進班	循環型社会推進課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。
廃棄物対策班	廃棄物対策課長	廃棄物処理対策に関する事。
竹の内産廃処分場対策班	竹の内産廃処分場対策室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。
新最終処分場整備対策班	新最終処分場整備対策室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。
放射性物質汚染廃棄物対策班	放射性物質汚染廃棄物対策室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。

消費生活・文化班	消費生活・文化課長	1 消費流通の緊急対策に関する事。 2 応急生活物資供給に関する事。 3 本部事務局の物資関係業務に関する事。
共同参画社会推進班	共同参画社会推進課長	1 男女共同参画の視点の確保に関する事。 2 民間非営利活動プラザに関する事。 3 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する事。
■保健福祉部 保健福祉総務班	保健福祉総務課長	部長：保健福祉部長 副部長：保健福祉部副部長 1 部内の総括及び連絡調整に関する事。 2 部内の所管施設対策に関する事。 3 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関する事。 4 本部事務局の公衆衛生活動支援に関する事。 5 災害応援従事職員の派遣に関する事。 6 部内の応援職員の受入調整に関する事。
社会福祉班	社会福祉課長	1 災害ボランティア（他の部局での所管業務に関するボランティアを除く一般ボランティアに限る）に関する事。 2 被保護者対策に関する事。 3 戦傷病者、戦没者遺族及び中国等帰国者対策に関する事。
医療政策班	医療政策課長	医療対策に関する事。
医療人材対策班	医療人材対策室長	医療対策に関する事。
長寿社会政策班	長寿社会政策課長	高齢者福祉対策に関する事。
健康推進班	健康推進課長	保健対策に関する事。
疾病・感染症対策班	疾病・感染症対策課長	感染症対策に関する事。
新型コロナ調整班	新型コロナ調整室長	感染症対策に関する事。
新型コロナワクチン接種推進班	新型コロナワクチン接種推進室長	感染症対策に関する事。
子育て社会推進班	子育て社会推進課長	児童福祉対策に関する事。
子ども・家庭支援班	子ども・家庭支援課長	児童福祉対策に関する事。
障害福祉班	障害福祉課長	障害者福祉対策に関する事（精神保健福祉に関する事を除く）。
精神保健推進班	精神保健推進室長	精神保健福祉対策に関する事。
薬務班	薬務課長	1 医薬品・医療機器等の調達・斡旋に関する事。 2 毒物劇物対策に関する事。
国保医療班	国保医療課長	国民健康保険事業対策及び後期高齢者医療対策に関する事。
■経済商工観光部 経済商工観光総務班	経済商工観光総務課長	部長：経済商工観光部長 副部長：経済商工観光部副部長、国際経済・観光局長 1 部内の総括及び連絡調整に関する事。 2 部内の施設管理に関する事。 3 所管業務に関するボランティアの調整に関する事。

富県宮城推進班 企業復興支援班 新産業振興班 自動車産業振興班 産業立地推進班 商工金融班	富県宮城推進室長 企業復興支援室長 新産業振興課長 自動車産業振興室長 産業立地推進課長 商工金融課長	4 災害応援従事職員の派遣に関する事。 5 燃料(灯油・軽油等)の供給に関する国との調整に関する事。 6 部内の応援職員の受入調整に関する事。 部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。 企業の災害復旧の相談に関する事。 企業の災害復旧の相談に関する事。 企業の災害復旧の相談に関する事。 工業関連被害報告に関する事。 1 商業関係被害報告に関する事。 2 中小企業金融対策に関する事。 3 緊急物資輸送手段の確保に関する事(本部事務局の物資業務に関する事を含む)。 4 燃料(灯油・軽油等)の調達・供給に関する事。 被災中小企業者の経営相談に関する事。 認定職業訓練実施団体等との連絡調整に関する事。 1 労働福祉施設の被害報告及び復旧相談指導に関する事。 2 災害発生時における労使団体の調査に関する事。 1 観光地の被害報告に関する事。 2 観光地における措置の広報に関する事。 3 国立、国定、県立等の各公園及び観光施設の災害対策に関する事。 4 観光客の被災情報収集に関する事。 5 旅館ホテル等の宿泊施設における避難受入に関する事。(災害時における宿泊施設の提供等に関する協定に係る市町村支援を含む。)
中小企業支援班 産業人材対策班 雇用対策班	中小企業支援室長 産業人材対策課長 雇用対策課長	1 観光地の被害報告に関する事。 2 観光地における措置の広報に関する事。 3 観光客の被災情報収集に関する事。 4 旅館ホテル等の宿泊施設における避難受入に関する事。(災害時における宿泊施設の提供等に関する協定に係る市町村支援を含む。)
観光政策班	観光政策課長	1 観光地の被害報告に関する事。 2 観光地における措置の広報に関する事。 3 観光客の被災情報収集に関する事。 4 旅館ホテル等の宿泊施設における避難受入に関する事。(災害時における宿泊施設の提供等に関する協定に係る市町村支援を含む。)
観光プロモーション推進班	観光プロモーション推進室長	1 観光地の被害報告に関する事。 2 観光地における措置の広報に関する事。 3 観光客の被災情報収集に関する事。 4 旅館ホテル等の宿泊施設における避難受入に関する事。(災害時における宿泊施設の提供等に関する協定に係る市町村支援を含む。)
国際政策班	国際政策課長	1 災害時要配慮者(外国人)に関する事。 2 外国人被災情報の収集及び提供に関する事。 3 駐日在外公館、国際機関等との連絡調整に関する事。
国際ビジネス推進班	国際ビジネス推進室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。
■農政部 農業政策班 農政総務班	農業政策室長 農政総務課長	部長：農政部長 副部長：農政部副部長 部内の総括及び連絡調整に関する事。 1 部内の施設管理に関する事。 2 所管業務に関するボランティアの調整に関する事。

食産業振興班	食産業振興課長	3 災害応援従事職員の派遣に関する事。 4 部内の応援職員の受入調整に関する事。
農山漁村なりわい班	農山漁村なりわい課長	1 食料（加工食品）供給の調整に関する事。 2 本部事務局の物資業務に関する事。
農業振興班	農業振興課長	1 部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。 2 農村生活環境施設災害復旧に関する事。
みやぎ米推進班	みやぎ米推進課長	1 被害復旧に向けた営農及び農業技術相談指導に関する事。 2 農地対策に関する事。 3 農業者の金融対策に関する事。
園芸振興班	園芸振興課長	1 農産物の生産及び流通に関する事。 2 食料（米穀・乾パン）供給対策に関する事。 3 農業関連施設及び農作物の被害報告に関する事。 4 植物防疫対策に関する事。 5 農業公害対策に関する事。 6 本部事務局の物資調整に関する事。
畜産班	畜産課長	1 食料（野菜・果実等）供給の調整に関する事。 2 農業気象対策に関する事。
家畜防疫対策班	家畜防疫対策室長	1 畜産業対策に関する事。
農村振興班	農村振興課長	2 家畜及び畜産物の生産及び流通対策に関する事。 3 食料（畜産物）供給の調整に関する事。 4 家畜、草地及び畜産用施設の被害報告に関する事。 5 本部事務局の物資業務に関する事。
農村整備班	農村整備課長	家畜防疫対策に関する事。 1 農業農村整備事業に係る企画調査及び計画に関する事。 2 農業農村整備事業に係る事業調整及び事業管理計画に関する事。
農村防災対策班	農村防災対策室長	1 農業農村基盤整備に関する事。 2 農業水利施設の整備及び機能管理に関する事。 3 障害防止対策事業に関する事。
■水産林政部 水産林政総務班	水産林政総務課長	1 農地防災並びに農地等の災害復旧及び鉱害復旧に関する事。 2 地すべり等防止対策（農地保全に係るものに限る）及び地すべり防止区域（農地保全のために指定されたものに限る）に関する事。 3 農地海岸の管理及び保全に関する事。
水産林業政策班	水産林業政策室長	部長：水産林政部長 副部長：水産林政部副部長 1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内の所管施設対策に関する事。 3 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関する事。 4 災害応援従事職員の派遣に関する事。 5 部内の応援職員の受入調整に関する事。
		部内の総括及び連絡調整に関する事（水産林政総務班の所管に係る

水産業振興班	水産業振興課長	ものを除く)。 1 水産業技術対策に関すること。 2 漁船対策に関すること。 3 水産加工・流通関係被害対策に関すること。 4 水産業関係の被害報告に関すること。 5 本部事務局の物資業務に関すること。 6 食料(水産加工品)の供給対策に関すること。 7 水産業者の金融対策に関すること。
水産業基盤整備班	水産業基盤整備課長	1 漁場関係施設対策に関すること。 2 水産物被害対策に関すること。 3 漁場関係施設の被害報告に関すること。
漁港整備推進班	漁港整備推進室長	1 漁港関係施設対策に関すること。 2 海岸保全施設対策に関すること。 3 漁港関係施設の被害報告に関すること。
林業振興班	林業振興課長	1 林業技術対策に関すること。 2 林産施設対策に関すること。 3 林道対策に関すること。 4 木材の生産・流通対策に関すること。 5 林業関係及び林道の被害報告に関すること。 6 特用林産物の生産及び流通対策に関すること。 7 燃料(木炭等)の調達・供給に関すること。 8 林業者の金融対策に関すること。
森林整備班	森林整備課長	1 県有林対策に関すること。 2 造林対策に関すること。 3 治山対策に関すること。 4 林野火災に関すること。 5 森林関係の被害報告に関すること。
全国育樹祭推進班	全国育樹祭推進室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
■土木部		部長：土木部長 副部長：土木部副部長
防災砂防班	防災砂防課長	1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 砂防対策に関すること。
土木総務班	土木総務課長	1 部内の施設管理に関すること。 2 所管業務に関するボランティアの調整に関すること。 3 災害応援従事職員の派遣に関すること。 4 部内の応援職員の受入調整に関すること。
事業管理班	事業管理課長	1 建設資機材の供給対策に関すること。 2 応急工事等の契約のための積算基準等に関すること。
用地班	用地課長	用地取得の総合調整に関すること。
道路班	道路課長	道路対策に関すること。

河川班	河川課長	1 水防、ダム及び海岸保全対策に関する事。 2 水量及び雨量の観測に関する事。
港湾班 空港臨空地域班	港湾課長 空港臨空地域課長	港湾対策に関する事。 1 空港対策に関する事。 2 仙台空港アクセス鉄道の施設被害に関する事。
都市計画班	都市計画課長	1 都市施設対策に関する事。 2 公園緑地対策に関する事。 3 下水道対策に関する事。 4 人命救助、応旧復旧のための公園施設提供に関する事。 5 広域防災拠点暫定整備地（宮城野原）の提供に伴う鉄道事業者との調整に関する事。
建築宅地班	建築宅地課長	1 建築物と宅地被害の応急危険度判定に関する事。 2 被災市街地における建築制限の区域の指定に関する事。 3 仮設建築物に対する制限の緩和の区域の指定に関する事。 4 民間賃貸住宅の空き室情報の収集に関する事。 5 住宅の応急修理制度の技術的支援に関する事。
住宅班 営繕班 設備班	住宅課長 営繕課長 設備課長	住宅の被災状況調査並びに確保対策に関する事 県有施設建築物の災害予防、災害応急対策に関する事。 部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。
■出納部 会計班	会計課長	部長：出納局長 副部長：出納局副局長 1 部内の総括及び連絡調整に関する事。 2 部内の施設管理に関する事。 3 所管業務に関するボランティアの調整に関する事。 4 災害応援従事職員の派遣に関する事。 5 部内の応援職員の受入調整に関する事。
会計指導検査班 契約班 検査班	会計指導検査室長 契約課長 検査課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。 部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。 部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。
■企業部 公営事業班	公営事業課長	部長：企業局長 副部長：企業局副局長 1 部内の総括及び連絡調整に関する事。 2 部内の所管施設対策に関する事。 3 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関する事。 4 災害応援従事職員の派遣に関する事。 5 部内の応援職員の受入調整に関する事。
水道経営班	水道経営課長	広域水道、工業用水道及び流域下水道等局管理施設の災害復旧に関する事。

■教育部 総務班	総務課長	部長：教育長 副部長：副教育長 1 災害広報対策に関すること。 2 教職員・家族等の安否確認の取りまとめに関すること。 3 部内の総括及び連絡調整に関すること。 4 部内の所管施設対策に関すること。 5 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関すること。 6 災害応援従事職員の派遣に関すること。 7 部内の応援職員の受入調整に関すること。
教育企画班	教育企画室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
福利班	福利課長	教職員の福利厚生に関すること。
教職員班	教職員課長	教職員の確保対策に関すること。
義務教育班	義務教育課長	1 市町村立学校の連絡調整及び平常運営確保に関すること。 2 教材等の確保対策に関すること。
特別支援教育班	特別支援教育課長	県立特別支援学校の連絡調整及び平常運営確保に関すること。
高校教育班	高校教育課長	県立高等学校の連絡調整及び平常運営確保に関すること。
高校財務・就学支援班	高校財務・就学支援室長	県立高等学校の連絡調整及び平常運営確保に関すること。
施設整備班	施設整備課長	1 県立学校教育施設対策に関すること。 2 市町村立学校教育施設対策に関すること。
保健体育安全班	保健体育安全課長	1 学校保健・安全及び給食対策に関すること。 2 学用品等に関する義援物資の受入れに関すること。
生涯学習班	生涯学習課長	社会教育施設対策に関すること。
文化財班	文化財課長	文化財対策に関すること。
■警察部 警備班	警備課長	部長：警察本部長 副部長：警備部長 県警察の災害警備本部との連絡調整に関すること。

＜備考＞

激甚災害指定要請及び災害調査団等に係る事務は、本表に定めるもののほか次のとおりとする。

- 1 政府調査団への対応については、関係部局が連携を取り対応に当たる。
- 2 複数の部局に係る要望等は、企画総務課が対応し、単独の部局に係る場合は、関係課が対応する。
- 3 指定文書等の受領・配布・保管は、復興・危機管理総務課が行う。
- 4 関係課は、激甚災害指定文書の写しを復興・危機管理総務課に送付する。

別表 2 支部及び地域部の名称及び所管区域

支部等の名称	所管区域
大 河 原 地 方 支 部	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
仙 台 地 方 支 部	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理郡、宮城郡、黒川郡
北 部 地 方 支 部	大崎市、加美郡、遠田郡
栗 原 地 域 部	栗原市
東 部 地 方 支 部	石巻市、東松島市、牡鹿郡
登 米 地 域 部	登米市
気 仙 沼 地 方 支 部	気仙沼市、本吉郡

別表 3 宮城県災害対策本部支部及び地域部編成基準

(1) 支部

構成員	班名	班長	副班長	構成機関
支部長 (地方振興事務所長) 副支部長 (地方振興事務所副所長) 支部員 (支部各班に所属する地方機関の長)	総務班	地方振興事務所 総務部長	地方振興事務所総務部次長 (総括担当)	地方振興事務所、公務研修所、公文書館
	地方振興班	地方振興事務所 地方振興部長	地方振興事務所地方振興部 次長(総括担当)	地方振興事務所、計量検定所、高等技術専門校、宮城障害者職業能力開発校、松島公園管理事務所、産業技術総合センター
	税務班	県税事務所長	県税事務所次長(総括担当) ※ただし、中央県税事務所においては、県税事務所副所長	県税事務所
	保健福祉班	保健福祉事務所長	保健福祉事務所副所長	保健福祉事務所、保健所(支所)、環境放射線監視センター、子ども総合センター、児童相談所(支所)、女性相談センター、さわらび学園、リハビリテーション支援センター、高等看護学校、精神保健福祉センター、保健環境センター、動物愛護センター
	農林水産振興班	地方振興事務所 副所長(技術担当)	農業振興部長 畜産振興部長 農業農村整備部長 林業振興部長 水産漁港部長	地方振興事務所、家畜保健衛生所、農業改良普及センター、王城寺原補償工事事務所、病害虫防除所、農業大学校、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター、水産技術総合センター、水産試験場
	土木班	土木事務所長	土木事務所副所長 (土木事務所次長(総括担当))	土木事務所、地方ダム総合事務所、港湾事務所
	教育班	教育事務所長	教育事務所次長 (総括担当)	教育事務所、総合教育センター、図書館、美術館、自然の家、多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館

	企業班	地方機関の長 (企業局)	地方機関の次長(総括担当) (企業局)	広域水道事務所、下水道事務所
--	-----	-----------------	------------------------	----------------

(2) 地域部

構成員	班名	班長	副班長	構成機関
地域部長 (地方振興事務所地域事務所長)				
副地域部長 (地方振興事務所地域事務所副所長)				
地域部員 (地域部各班に所属する地方機関の長及び地域事務所長(ただし、「地方振興事務所地域事務所長」を除く。))	総務班	地方振興事務所 地域事務所総務部長	地方振興事務所地域事務所 総務部次長(総括担当)	地方振興事務所地域事務所
	地方振興班	地方振興事務所地域 事務所地方振興部長	地方振興事務所地域事務所 地方振興部次長(総括担当)	地方振興事務所地域事務所
	税務班	県税事務所地域事務 所長	県税事務所地域事務所次長 (総括担当)	県税事務所地域事務所
	保健福祉班	保健福祉事務所地域 事務所長	保健福祉事務所地域事務所 地域保健専門監	保健福祉事務所地域事務所、 保健所(支所)、食肉衛生検 査所
	農林水産振興班	地方振興事務所地域 事務所副所長(技術担 当)	農業振興部長 畜産振興部長 農業農村整備部長 林業振興部長	地方振興事務所地域事務所、 家畜保健衛生所、農業改良普 及センター
	土木班	土木事務所地域事務 所長	土木事務所地域事務所次長 (総括担当)	土木事務所地域事務所、地方 ダム総合事務所

別表 4

支部及び地域部の分掌事務基準

班 名	分 掌 事 務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 支部等運営（支部等会議を含む）の総合調整に関する事。 2 災害情報の収集・報告等に関する事。 3 被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する事。 (被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領) 4 高圧ガス等に関する事(登米地域部を除く)。 5 県民相談に関する事。 6 緊急通行車両(公用車)の証明書等の発行事務に関する事。 7 圏域防災拠点の運営等に関する事。
地方振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業・観光施設に係る被害情報の収集及び伝達に関する事。 2 食料供給対策に関する事。 3 商工業対策に関する事。
税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 税の措置に関する事。 2 要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援（助言及び相談を含む）に関する事。
保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療助産対策に関する事 2 防疫対策に関する事。 3 給水対策等に関する事。 4 廃棄物処理対策に関する事。 5 災害救助法に基づく救助事務に関する事。 6 その他保健・福祉・環境対策に関する事。
農林水産振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業対策に関する事。 2 農業農村基盤整備に関する事。 3 食料供給対策に関する事。 4 水産対策に関する事。 5 漁港対策に関する事。
土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防対策に関する事。 2 住宅対策に関する事。 3 交通施設、障害物の除去対策に関する事。 4 港湾対策に関する事。 5 その他土木、建築関係対策に関する事。
教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教対策に関する事。 2 文化財対策に関する事。
企業班	広域水道、工業用水道、流域下水道に関する事。

別表5 被害状況報告要領 その1

1 共通様式

災害名	
報告日時	
所属	
報告者	

2 各部被害状況報告様式

(1) 総務部被害状況報告様式

生活関連被害

	臨時休校	始業遅れ	授業打ち切り
私立小学校			
私立中学校			
私立高等学校			
私立特別支援学校			
私立幼稚園			
私立専修学校			
私立各種学校			

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額 (千円)
私立学校施設			
総務部所管施設			

(2) 復興・危機管理部被害状況報告様式

主要施設被害

	被害の状況
石油コンビナート	
高圧ガス	
天然ガスパイプライン	
主要火薬取扱施設	
女川原子力発電所	

災害派遣要請等

	要請先	市町村数	備考
災害派遣要請等			

災害救助法適用市町村

	市町村名
災害救助法適用市町村	

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額 (千円)
復興・危機管理部所管施設			

(3) 企画部被害状況報告様式

生活関連被害

	運行状況	事故等の有無
新幹線		
在来線		
地下鉄		
バス		
航路		

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額 (千円)
企画部所管施設			

(4) 環境生活部被害状況報告様式

生活関係被害

	市町村数	被害数
水道		
電気		
ガス		

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額 (千円)
環境生活部所管施設			
水道施設			
一般廃棄物処理施設			

(5) 保健福祉部被害状況報告様式

主要施設被害

	被害の状況
災害拠点病院	

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額 (千円)
病院施設 (県立を除く)			
保健・福祉施設			
保健福祉部所管施設			

(6) 経済商工観光部被害状況報告様式

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額 (千円)
観光関係			

商業関係			
工業関係			
経済商工観光部所管施設			

(7) 農政部被害状況報告様式

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額 (千円)
農業関係施設			
畜産施設			
農作物			
農地、農業用施設			
農村生活環境施設			
農地海岸保全施設			
農政部所管施設			

その他の被害

	流失・陥没	冠水
田		
畑		

(8) 水産林政部被害状況報告様式

	市町村数	箇所数	被害額 (千円)
漁港施設			
水産関係			
被害船舶			
治山施設			
林道関係施設			
林地崩壊			
林産被害			
水産林政部所管施設			

(9) 土木部被害状況報告様式 その2

主要施設被害

	被害の状況
空港	
ダム	

生活関係被害

	運航状況	事故等の有無
航空		

	全面通行止	解除	継続
一般国道			
主要地方道			
一般県道			
市町村道			
高速道路			

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額 (千円)
道路施設			
河川施設			
海岸 (河川)			
海岸 (港湾)			
橋りょう			
砂防施設			
急傾斜等			
地すべり			
崖くずれ			
公園			
下水道			
港湾			
公営住宅			
ブロック塀等			
土木部所管施設			

(10) 企業部被害状況報告様式

主要施設被害

	被害の状況
広域水道	
工業用水道	
流域下水道	

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額 (千円)
企業局所管施設			

(11) 教育部被害状況報告様式

生活関連被害

	臨時休校	始業遅れ	授業打ち切り
小学校			

中学校			
義務教育学校			
高等学校			
幼稚園			
特別支援学校			

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額 (千円)
公立学校施設			
社会教育施設等			
教育庁所管施設			

別表 5 - 2 被害状況報告要領

1 被害報告等の基準

被害状況報告は、おおむね次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

(1) 一般基準

- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ロ 災害により災害対策本部を設置したもの
- ハ 一の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- ニ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- ホ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

イ 地震

- (イ) 地震が発生し、県内で震度5弱以上を観測した場合
- (ロ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ロ 津波

- (イ) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (ロ) 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ハ 風水害

- (イ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ロ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ハ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ニ 雪害

- (イ) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ロ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

ホ 火山災害

- (イ) 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- (ロ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ヘ その他、特に報告の指示があったもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準及び(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

2 報告の要領

- (1) 報告は、本部事務局(以下「事務局」という。)において別に定める様式での報告を指示するものとし、その様式により報告する。

なお、報告された被害状況については、事務局で宮城県総合防災情報システム(MIDORI)に入力を行うものとする。

- (2) 事務局は、(1)の指示においては、次の事項を明示するものとする。

イ 災害名称

- ロ 報告手段 (FAX、電話、メール等)
 - ハ 確定報の別
 - ニ 報告時点
 - ホ その他の必要な事項
- (3) 被害の報告は、緊急を要するもの、又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行うものとする。
- (4) 被害の報告は、特に事情がある場合を除き、市町村ごとの内訳書を添付し、数量等は、発生時からの累計をもって報告するものとする。
- (5) 特に様式が定められていない部については、部で把握している被害状況について任意の様式にて報告するものとする。

3 記入要領

(1) 共通事項

- イ 被害額の単位は千円単位とし、千円未満の端数は四捨五入する。
- ロ 当該災害による被害について、この要領に定められていない事項で、事務局へ報告の必要性があると判断したものについては、添付ファイルとして登録するものとする。

(2) 総務部被害報告

- イ 「電話」には、当該災害により不通となった回線数及び市町村数を記入すること。
- ロ 「ガス」には、当該災害により供給停止となった戸数及び市町村数を記入すること。
- ハ 「私立小学校」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する小学校の休校等の状況を記入すること。
- ニ 「私立中学校」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する中学校の休校等の状況を記入すること。
- ホ 「私立高等学校」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する高等学校の休校等の状況を記入すること。
- へ 「私立特別支援学校」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する特別支援学校の休校等の状況を記入すること。
- ト 「私立幼稚園」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する幼稚園の休校等の状況を記入すること。
- チ 「私立専門学校」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する専門学校の休校等の状況を記入すること。
- リ 「私立各種学校」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する各種学校の休校等の状況を記入すること。
- ヌ 「私立学校施設」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する学校施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ル 「総務部所管施設」には、当該災害によって生じた、総務部で所管している施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

(3) 復興・危機管理部被害報告

- イ 「石油コンビナート」には、当該災害によって生じた、石油コンビナート等特別防災区域の被害を記入すること。

- ロ 「高圧ガス」には、当該災害によって生じた高圧ガス製造所、貯蔵所及び取扱所の被害を記入すること。
 - ハ 「天然ガスパイプライン」には、当該災害によって生じた、天然ガスパイプラインの被害を記入すること。
 - ニ 「主要火薬取扱施設」には、当該災害によって生じた、火薬庫等主要な火薬取扱施設の被害を記入すること。
 - ホ 「女川原子力発電所」には、当該災害によって生じた、女川原子力発電所の被害を記入すること。
 - へ 「災害派遣要請状況」には、当該災害に伴い行った各種派遣要請について記入すること。
 - ト 「復興・危機管理部所管施設」には、当該災害によって生じた、復興・危機管理部で所管している施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- (4) 企画部被害報告
- イ 「新幹線」には、当該災害によって生じた、新幹線の不通箇所、運行状況、事故等の有無を記入すること。
 - ロ 「在来線」には、当該災害によって生じた、在来線の不通箇所、運行状況、事故等の有無を記入すること。
 - ハ 「地下鉄」には、当該災害によって生じた、地下鉄の不通箇所、運行状況、事故等の有無を記入すること。
 - ニ 「バス」には、当該災害によって生じた、路線バスの不通箇所、運行状況、事故等の有無を記入すること。
 - ホ 「航路」には、当該災害によって生じた、航路の不通箇所、運行状況、事故等の有無を記入すること。
 - へ 「企画部所管施設」には、この要領には明記されていないが、当該災害によって生じた、企画部で所管している施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- (5) 環境生活部被害報告
- イ 「水道」には、当該災害によって断水が発生した市町村数及び戸数を記入すること。
 - ロ 「電気」には、当該災害によって停電が発生した市町村数及び戸数を記入すること。
 - ハ 「環境生活部所管施設」には、この要領には特に明記されていないが、環境生活部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ニ 「水道施設」には、当該災害によって生じた、上水道施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ホ 「一般廃棄物処理施設」には、当該災害によって生じた、一般廃棄物処理施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- (6) 保健福祉部被害報告
- イ 「災害拠点病院」には、当該災害によって生じた、災害拠点病院の被害を記入すること。
 - ロ 「病院施設」には、当該災害によって生じた、災害拠点病院以外の病院、診療所、助産

所等の被害について市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

- ハ 「保健・福祉施設」には、当該災害によって生じた、保健・福祉施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ニ 「保健福祉部所管施設」には、この要領には特に明記されていないが、当該災害によって生じた、保健福祉部で所管している施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

(7) 経済商工観光部被害報告

- イ 「観光関係」には、各種観光関係施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ロ 「商業関係」には、商店等商業関係施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ハ 「工業関係」には、工場等各種工業関係施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ニ 「経済商工観光部所管施設」には、経済商工観光部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

(8) 農政部被害報告

- イ 「農業関係施設」には、農業用資機材、共同利用施設、養蚕施設等農業関係施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ロ 「畜産施設」には、畜舎等畜産関係施設のほか、牧草地、畜産品等の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ハ 「農作物」には、農作物及び桑園等の当該災害による被害について、市町村数、被害面積 (ha) 及び被害額を記入すること。
- ニ 「農地、農業用施設」には、農地の他、ため池、農業用水路、道路及びビニールハウス等農業用施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ホ 「農村生活環境施設」には、共同利用施設以外の農業用施設等の農村生活環境施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- へ 「農地海岸保全施設」には、農地海岸等農地海岸保全施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ト 「農政部所管施設」には、農政部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

(9) 水産林政部被害報告

- イ 「漁港施設」には、外かく施設、水域施設等漁港施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ロ 「水産関係」には、水産物の他、水産製品、水産関係施設、養殖施設及び漁業用資機材等の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ハ 「被害船舶」には、漁業用船舶の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ニ 「治山施設」には、治山施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

- ホ 「林道関係施設」には、林道施設等の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- へ 「林地崩壊」には、林地崩壊の他、立木の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ト 「林産被害」には、林産施設の他、苗畑、種苗及び林産物の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- チ 「水産林政部所管施設」には、水産林政部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- (10) 土木部被害報告
- イ 「空港」には、仙台空港の当該災害による被害について記入すること。
- ロ 「ダム」には、土木部で所管しているダムの当該災害による被害について記入すること。
- ハ 「航空」には、当該災害による航空機の運航状況及び事故等の有無について記入すること。
- ニ 「一般国道」には、当該災害による一般国道の通行止の状況について、通行止になった区間数を記入し、具体的な状況も記入すること。
- ホ 「主要地方道」には、当該災害による主要地方道の通行止の状況について、通行止になった区間数を記入し、具体的な状況も記入すること。
- へ 「一般県道」には、当該災害による一般県道の通行止の状況について、通行止になった区間数を記入し、具体的な通行止の状況も記入すること。
- ト 「市町村道」には、当該災害による市町村道の通行止の状況について、通行止になった区間数を記入し、具体的な状況も記入すること。
- チ 「高速道路」には、当該災害による高速自動車国道の通行止の状況について、通行止になった区間数を記入し、具体的な状況も記入すること。
- リ 「道路施設」には、当該災害による法面崩壊等道路施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ヌ 「河川施設」には、水門等河川施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ル 「海岸(河川)」には、海岸水門・樋門・陸こう等河川海岸施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ヲ 「海岸(港湾)」には、海岸水門・樋門・陸こう等港湾区域の海岸の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ワ 「橋りょう」には、橋りょうの当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- カ 「砂防施設」には、砂防施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ヨ 「急傾斜等」には、当該災害による急傾斜地での土砂崩れ等の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- タ 「地すべり」には、当該災害による地すべりに関する被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- レ 「崖くずれ」には、当該災害による崖くずれに関する被害について、市町村数、箇所数

及び被害額を記入すること。

ソ 「公園」には、公園施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

ツ 「下水道」には、下水道施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

ネ 「港湾」には、港湾施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

ナ 「公営住宅」には、公営住宅の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

ラ 「ブロック塀等」には、当該災害によるブロック塀の倒壊等の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

ム 「土木部所管施設」には、土木部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

(1 1) 企業部被害報告

イ 「広域水道」には、広域水道施設の当該災害による被害を記入すること。

ロ 「工業用水道」には、工業用水道施設の当該災害による被害を記入すること。

ハ 「流域下水道」には、流域下水道施設の当該災害による被害を記入すること。

ニ 「企業局所管施設」には、企業部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

(1 2) 教育部被害報告

イ 「公立小学校」には、公立小学校の当該災害による休校等の状況を記入すること。

ロ 「公立中学校」には、公立中学校の当該災害による休校等の状況を記入すること。

ハ 「公立義務教育学校」には、公立義務教育学校の当該災害による休校等の状況を記入すること。

ニ 「公立高等学校」には、公立高等学校の当該災害による休校等の状況を記入すること。

ホ 「公立幼稚園」には、公立幼稚園の当該災害による休校等の状況を記入すること。

へ 「公立特別支援学校」には、公立特別支援学校の当該災害による休校等の状況を記入すること。

ト 「公立学校施設」には、公立学校の建物等の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

チ 「社会教育施設等」には、社会教育に関わる施設の当該災害により被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

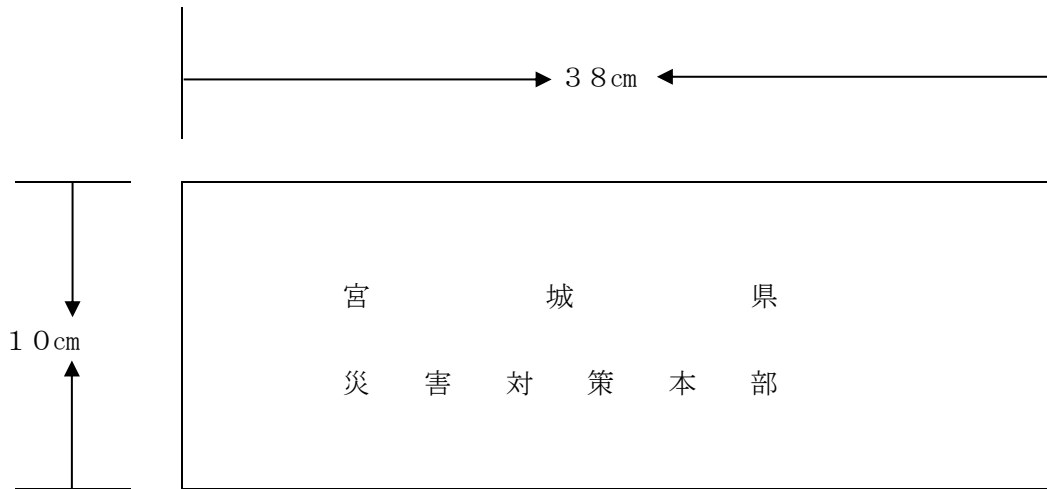
リ 「教育庁所管施設」には、教育部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額について記入すること。

(1 3) 支部等被害報告

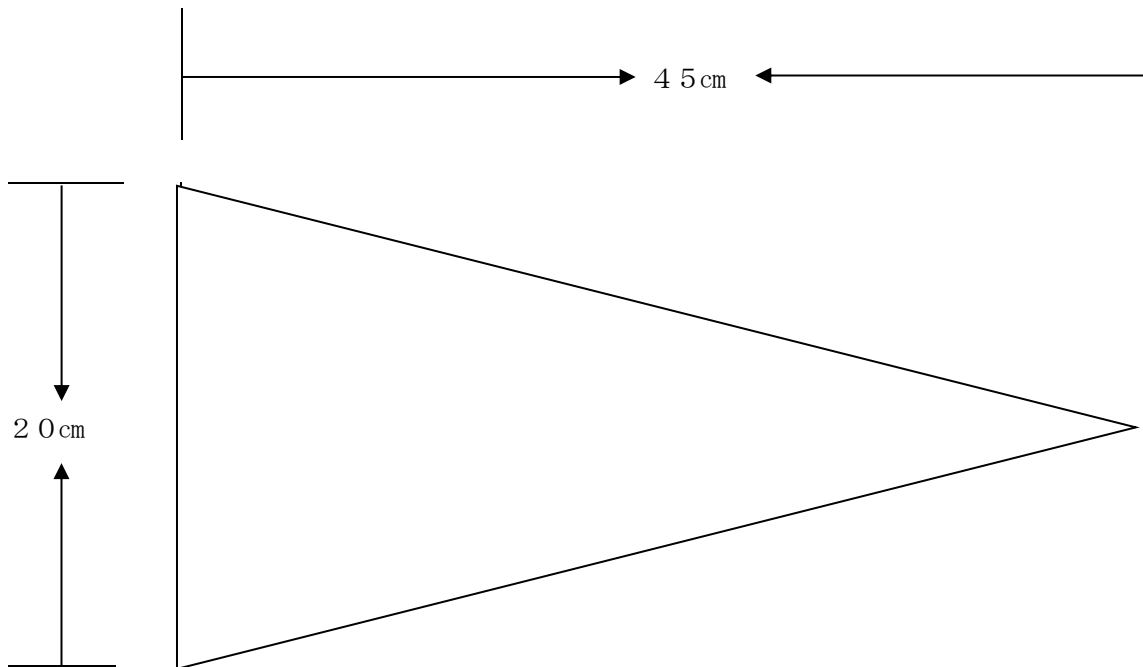
支部等事務局は、「市町村被害報告要領」に基づき市町村が報告する被害状況報告の内容を精査し、本部事務局へ報告すること。

別記

腕 章



標 旗



(注)

腕章：台地を黄色とし、文字は黒色とする。

標旗：台地を紺色とし、文字は白色とする。

災害対策警戒配備要領

1 趣 旨

この要領は、宮城県災害対策本部要綱（以下「要綱」という。）第 2 2 条第 2 項の規定に基づき、災害対策本部設置前等における警戒配備に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- イ 部（局） 部制条例（昭和 3 5 年宮城県条例第 4 1 号）に定める部のほか、出納局、企業局、教育庁を含む。
- ロ 課（所） 前号に定める部（局）における課室、地方復興事務所、地方復興事務所地域事務所及びその他地方機関をいう。
- ハ 本部連絡員 要綱第 7 条第 1 項に定める職員をいう。
- ニ 支部連絡員又は地域部連絡員 要綱第 1 6 条第 1 項に定める職員をいう。

3 警戒配備体制

(1) 警戒配備（0 号配備）

- イ 部（局）長が異常気象その他の原因により災害に対する警戒が必要であると認めた場合（おおむね次の基準による。）は配備に付き、気象、水防等の情報収集及びその通報に当たるものとする。
- ロ 復興・危機管理部長は、必要に応じ警戒配備を特別警戒配備に切り替え警戒本部を設置することができる。
- ハ 部（局）長又は地方復興事務所長若しくは地方復興事務所地域事務所長は、警戒本部を設置する必要があると認めたときは、復興・危機管理部長に設置を要請することができるものとする。

区 分	配 備 基 準	配 備 内 容	本部・地方支部 ・地域部体制
警戒配備 (0 号配備)	1 県内に大雨、洪水、高潮（以下「大雨等」という。）の警報が発表されたとき。 2 県内で震度 4（実測値）の地震が観測されたとき。 3 県内に大雨等の注意報が発表され、かつ被害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 4 その他特に部（局）長が必要と認めたとき。	復興・危機管理部の所要人員及び特に関係ある課（所）の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。	

(2) 特別警戒配備

イ 警戒本部（1 号配備）

- (イ) 復興・危機管理部長が異常気象その他の原因により災害に対する警戒体制を強化する必要があると認めた場合（おおむね次の基準による。）は、警戒本部並びに警戒本部地方支部及び警戒本部地

域部を設置し、配備に付き、災害応急対策の実施に当たるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、警戒本部を自動設置し、自動配備に付くものとする。

- a 県内で震度5弱（実測値）の地震が観測されたとき。
- b 県内に津波注意報が発表されたとき。
- c 栗駒山、鳴子、蔵王山において噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき。
- d 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき。ただし、北海道・三陸沖後発地震注意情報の起因となった地震により、既に警戒本部、特別警戒本部又は災害対策本部を設置しているときは、その体制を継続する。

(ロ) 部（局）長又は地方振興事務所長若しくは地方振興事務所地域事務所長は、特別警戒本部を設置する必要があると認めたときは、副知事に設置を要請することができるものとする。

ロ 特別警戒本部（2号配備）

副知事が異常気象その他の原因により災害に対する警戒体制をより一層強化する必要があると認めた場合（おおむね次の基準による。）は、特別警戒本部並びに特別警戒本部地方支部及び特別警戒本部地域部を設置し、配備に付き、災害応急対策の実施に当たるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別警戒本部を自動設置し、自動配備に付くものとする。

- a 県内で震度5強（実測値）の地震が観測されたとき。
- b 県内に津波警報が発表されたとき。

ハ 地方支部及び地域部の所管区域

警戒本部地方支部及び警戒本部地域部並びに特別警戒本部地方支部及び特別警戒本部地域部（以下「警戒本部地方支部等」という。）の所管区域は宮城県災害対策本部要綱第10条で定める災害対策本部地方支部等の所管区域に準ずるものとする。

区 分	配 備 基 準	配 備 内 容	本部・地方支部 ・地域部体制
警戒本部 (1号配備)	1 宮城県に津波注意報が発表されたとき。 2 県内で震度5弱（実測値）の地震が観測されたとき。 3 県内で震度4（実測値）の地震が観測され、被害が発生したとき。 4 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき。ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による。 5 栗駒山、鳴子、蔵王山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき。 6 県内で台風による被害の発生が	復興・危機管理部の所要人員、関係課(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	警戒本部 （本部長：復興・危機管理部長） 警戒本部地方支部 （支部長：地方振興事務所長） 警戒本部地域部 （地域部長：地方振興事務所地域事務所長）

	予想される時 7 県内に大雨等の警報が発表され、かつ広範囲にわたる被害の発生が予想される時又は被害が発生した時。 8 その他特に復興・危機管理部長が必要と認めた時。		
--	--	--	--

区分	配備基準	配備内容	本部・地方支部・地域部体制
特別警戒本部 (2号配備)	1 宮城県に津波警報が発表された時。 2 県内で震度5強(実測値)の地震が観測された時。 3 その他特に副知事が必要と認めた時。	復興・危機管理部の所要人員、関係部(局)長及び関係課(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	特別警戒本部 (本部長：副知事) 特別警戒本部地方支部 (支部長：地方振興事務所長) 特別警戒本部地域部 (地域部長：地方振興事務所地域事務所長)

(3) 配備計画

部(局)長又は地方振興事務所長若しくは地方振興事務所地域事務所長は、前2号の基準によりあらかじめ警戒配備及び特別警戒配備編成計画を作成するものとする。

(4) 地方支部及び地域部の所管区域における事象に応じた配備

所管区域において発生した事象に応じ、0号配備、1号配備又は2号配備の基準により次の各号のとおりに配備する。

イ 地震による配備

(イ) 所管区域内で震度4(実測値)の地震を観測した場合

0号配備体制を執るものとする。

(ロ) 所管区域内で震度5弱(実測値)を観測した場合

1号配備体制を執るものとする。

(ハ) 所管区域内で震度5強(実測値)の地震を観測した場合

2号配備体制を執るものとする。

(ニ) その他

所管区域内で震度3以下(実測値)を観測した場合は、情報連絡が行える体制を執るものとする。

ロ 津波注意報又は津波警報の発表による配備

(イ) 所管区域内に津波注意報が発表された場合

1号配備体制を執るものとする。

(ロ) 所管区域内に津波警報が発表された場合

2号配備体制を執るものとする。

(ハ) その他

所管区域が津波注意報又は津波警報の対象ではない場合は、情報連絡が行える体制を執るものとする。

ハ 噴火速報又は噴火警報の発表による配備

所管区域内の火山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）が発表された場合は、1号配備体制を執るものとし、その他の地方支部又は地域部については、情報連絡が行える体制を執るものとする。

ニ 大雨等の警報の発表による配備

所管区域内に大雨等の警報が発表された場合は、0号配備体制を執るものとし、その他の地方支部又は地域部については、情報連絡が行える体制を執るものとする。

4 警戒本部等の組織

警戒本部等の組織は、次のとおりとする。

(1) 警戒本部（1号配備）

職名	充当職	職務
本部長	復興・危機管理部長	知事の命を受け、警戒本部の事務を統括する。
副本部長	復興・危機管理部危機管理監	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局長	復興・危機管理部副部長 防災推進課長	本部長の命を受け、被害状況、災害応急対策実施状況等の情報の収集整理、その他災害対策実施に必要な事務を処理する。
事務局職員	復興・危機管理部職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
本部連絡員	関係部（局）において指名された職員	事務局と所属部（局）との連絡調整事務を処理する。
その他の職員	関係部（局）課配備職員	所属部（局）課における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

(2) 特別警戒本部（2号配備）

職名	充当職	職務
本部長	副知事	知事の命を受け、特別警戒本部の事務を統括する
副本部長	復興・危機管理部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局長	復興・危機管理部危機管理監	本部長の命を受け、被害状況、災害応急対策実施状況等の情報の収集整理、その他災害対策実施に必要な事務を処理する。
副事務局長	復興・危機管理部副部長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局職員	復興・危機管理部職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する
部（局）長	関係部（局）長	本部長の命を受け、所掌事務を統括する。
本部連絡員	関係部（局）において指名された職員	事務局と所属部（局）との連絡調整事務を処理する。

その他の職員	関係部（局）課配備職員	所属部（局）課における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。
--------	-------------	---

(3) 警戒本部地方支部（1号配備）

職 名	充 当 職	職 務
支 部 長	地方振興事務所長	本部長の命を受け、地方支部の事務を統括する。
副 支 部 長	地方振興事務所副所長	支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事 務 局 長	地方振興事務所総務部 総括次長	支部長の命を受け、災害情報の収集伝達等災害対策に関する事務を処理する。
事務局職員	地方振興事務所職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
支部連絡員	関係地方機関において 指名された職員	事務局と所属地方機関との連絡調整事務を処理する。
その他の職員	関係地方機関配備職員	所属地方機関における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

(4) 特別警戒本部地方支部（2号配備）

職 名	充 当 職	職 務
支 部 長	地方振興事務所長	本部長の命を受け、地方支部の事務を統括する。
副 支 部 長	地方振興事務所副所長	支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事 務 局 長	地方振興事務所総務部 総括次長	支部長の命を受け、災害情報の収集伝達等災害対策に関する事務を処理する。
副 事 務 局 長	地方振興事務所総務部 総括次長の次席にある 者	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局職員	地方振興事務所職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
関係機関の長	関係地方機関の長	支部長の命を受け、所掌事務を統括する。
支部連絡員	関係地方機関において 指名された職員	事務局と所属地方機関との連絡調整事務を処理する。
その他の職員	関係地方機関配備職員	所属地方機関における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

(5) 警戒本部地域部（1号配備）

職 名	充 当 職	職 務
地 域 部 長	地方振興事務所地域事 務所長	本部長の命を受け、地域部の事務を統括する。

副地域部長	地方振興事務所地域事務所副所長	地域部長を補佐し、地域部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局長	地方振興事務所地域事務所総務部総括次長	地域部長の命を受け、災害情報の収集伝達等災害対策に関する事務を処理する。
事務局職員	地方振興事務所地域事務所職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
地域部連絡員	関係地方機関において指名された職員	事務局と所属地方機関との連絡調整事務を処理する。
その他の職員	関係地方機関の配備職員	所属地方機関における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

(6) 特別警戒本部地域部（2号配備）

職名	充当職	職務
地域部長	地方振興事務所地域事務所長	本部長の命を受け、地域部の事務を統括する。
副地域部長	地方振興事務所地域事務所副所長	地域部長を補佐し、地域部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局長	地方振興事務所地域事務所総務部総括次長	地域部長の命を受け、災害情報の収集伝達等災害対策に関する事務を処理する。
副事務局長	地方振興事務所地域事務所総務部総括次長の次席にある者	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局職員	地方振興事務所地域事務所職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
関係機関の長	関係地方機関等の長	地域部長の命を受け、所掌事務を統括する。
地域部連絡員	関係地方機関において指名された職員	事務局と所属地方機関との連絡調整事務を処理する。
その他の職員	関係地方機関の配備職員	所属地方機関における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

(7) 警戒本部地方支部等の特例

本部長は、災害の発生又はそのおそれが一部の地域に限られる場合において、当該地域を管轄する警戒本部地方支部等以外の警戒地方支部等を設置しないことができる。

5 警戒本部及び特別警戒本部の設置及び廃止の伝達及び指示

(1) 警戒本部及び特別警戒本部（以下「警戒本部等」という。）並びに警戒本部地方支部等の設置については、警戒本部等事務局から警戒本部地方支部等事務局に伝達及び配備を指示し、関係地方機関には関係部（局）を通じ同旨を伝達するものとする。

なお、廃止についても同様に伝達するものとする。

- (2) 津波及び地震、大雨等による警戒本部等及び警戒本部地方支部等の設置については、警報の発表又は該当する震度の観測をもって警戒本部等及び警戒本部地方支部等を自動設置するので、伝達及び配備の指示は行わないものとする。

なお、廃止については、警戒本部等事務局から警戒本部地方支部等事務局に指示し、関係地方機関には関係部(局)を通じ同旨を伝達するものとする。

- (3) 警戒配備についての指示及び解除の伝達は、前2号に準じて行うものとする。

6 本部会議

(1) 警戒本部(1号配備)

- イ 警戒本部に、警戒本部会議を置く。
- ロ 警戒本部会議は、本部長、副本部長、本部連絡員で構成し、災害対策に関する事項を協議する。
- ハ 警戒本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(2) 特別警戒本部(2号配備)

- イ 特別警戒本部に、特別警戒本部会議を置く。
- ロ 特別警戒本部会議は、本部長、副本部長、部(局)長、事務局長で構成し、災害対策に関する事項を協議する。
- ハ 特別警戒本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

7 支部会議及び地域部会議

(1) 警戒本部地方支部又は警戒本部地域部(1号配備)

- イ 支部に支部会議、地域部に地域部会議を置く。
- ロ 支部会議は、支部長、副支部長、支部連絡員で構成し、また、地域部会議は、地域部長、副地域部長、地域部連絡員で構成し、災害対策に関する事項を協議する。
- ハ 支部会議は、支部長が、地域部会議は、地域部長が、招集し、主宰する。

(2) 特別警戒本部地方支部又は特別警戒本部地域部(2号配備)

- イ 支部に支部会議、地域部に地域部会議を置く。
- ロ 支部会議は、支部長、副支部長、関係機関の長で構成し、また、地域部会議は、地域部長、副地域部長、関係機関の長で構成し、災害対策に関する事項を協議する。
- ハ 支部会議は、支部長が、地域部会議は、地域部長が、招集し、主宰する。

8 被害状況等の報告

- (1) 各部(局)長は、それぞれの所管に関する被害状況等を警戒本部等事務局長に報告するものとする。
- (2) 警戒本部地方支部等の関係地方機関の長は、それぞれの所管に関する被害状況等について、本庁の関係課長に報告した後速やかに警戒本部地方支部等事務局長に報告するものとする。
- (3) 警戒本部等事務局長は、部(局)長からの被害状況報告等を取りまとめ、本部長に報告するとともに、部(局)長に報告するものとする。
- (4) 警戒配備における被害状況等の報告は、前3号に準じて行うものとする。

9 警戒配備体制の解除

(1) 警戒配備

部（局）長は、災害の危険が解消したと認めるときは、警戒配備を解くものとする。

(2) 特別警戒配備

復興・危機管理部長又は副知事は、災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は災害対策本部等が設置されたときは、復興・危機管理部長は警戒本部を、副知事は特別警戒本部を廃止するものとする。

なお、各部（局）及び警戒本部地方支部等の状況により、各部（局）又は警戒本部地方支部等ごとに特別警戒配備体制を解くことができるものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、特別警戒配備に関し必要な事項は本部長が、それ以外の警戒配備に関し必要な事項は部（局）長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和 56 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 57 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

災害対策関連ガイドライン等一覧

(令和3年12月1日現在)

分野	名称	更新年月	担当課等
防災	新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikisom/koronahinannzyo.html	令和2年6月	復興・危機管理 総務課
	宮城県津波対策ガイドライン https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/bousai/ks-tsunamigaidorain-top.html	令和3年6月	防災推進課
保健福祉	大規模災害時医療救護活動マニュアル https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoku/iryokyugomanyuaru.html	平成25年3月	医療政策課
	災害時公衆衛生活動ガイドライン, 災害時公衆衛生活動マニュアル https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/public-health.html	平成25年4月	保健福祉総務課
	避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/guideline.html	平成25年12月	保健福祉総務課
	災害時薬事関連業務マニュアル https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/saigai-manual.html	令和3年3月	薬務課
	災害時こころのケア活動マニュアル https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihocnt/saigai-ko-kokoro-care-information.html	平成26年2月	精神保健福祉セ ンター
住宅	住宅相談 Q&A https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/juutaku/hisaijuutaku-soudanmadoguti.html	平成26年7月	住宅課
下水道	地震災害における汚水処理対策マニュアル https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/70-saigai.html	平成24年9月	水道経営課
教育	みやぎ学校安全基本指針, 学校防災マニュアル作成ガイド https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/anzenkihonshishin.html	令和3年4月	教育庁 スポーツ健康課

(県ホームページで公開されているものを掲載)

防災資機材センター防災資機材の保有状況

令和3年4月1日現在

資機材名	規格	保管形態	保管数量
泡消火薬剤	水成膜泡 耐寒用3%型 アルファフォーム310	タンク貯蔵(2槽)	32,000 L
	水成膜泡 耐寒用3%型 メガフォームF-623T	タンク貯蔵(1槽)	16,000 L
		ポリ容器(20L缶×300缶)	6,000 L
油処理剤	ハイトロン#3A	18L缶×730缶	13,140 L
油吸着剤	タフネルオイルブロッター (BL-65) ダンボール箱入り	20Kg(118枚)箱×183箱	3,660 Kg
オイルフェンス	A型(静水型)	20m/本×10本	200 m
	B型(海洋型)	20m/本×105本	2,100 m

林野火災空中消火用資器材備蓄状況

令和2年4月1日現在

委託先	保管場所	資器材名		
		折り畳み式散水バケツ ト(470L)	折り畳み式散水バケツ ト(600L)	折り畳み式散水バケツ ト(1,000L)
宮城県防災航空隊	防災ヘリコプター 管理事務所		9	
陸上自衛隊 東北方面航空隊	霞目駐屯地	1	2	1
陸上自衛隊 第6飛行隊	神町駐屯地		2	
合計		1	13	1

林野火災防ぎょ資機材整備状況

(令和5年4月1日現在)

署名	自動車						ダンプカー		トラクタ		ログローダ	トラクタショベル	モーターグレーダ	チェーンソー	ブッシュクリーナー	雪上車	無線機	消火用			
	小型乗用	乗合	貨客兼用	普通貨物	小型貨物	軽四輪	普通	小型四輪	クローラタイプ	ホイールタイプ								ジェットシューター	移動用水槽	布バケツ	消火ポンプ
宮城北部森林管理署			19			7								2	20			35	1	63	1
仙台森林管理署			13			6								3	4			29	0	0	3
計	0	0	32	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	5	24	0	0	64	1	63	4

巡視船艇・航空機の配備状況

令和3年9月1日現在

船名 機名	総トン数 (トン)	巡航速度 (ノット) 以上	無線能力	消防ポンプ		搭載可能人員(人)		搭載可能物資 (トン)
				消火能力	台数	限定沿海で3時間 以内とした場合	1.5時間未満 の平水の場合	
ざおう MH920 (ざおう搭載回転翼機)	3,100	22 145	F 3 E 1 O W 1 W (150MHz 帯防災波) F 3 E 1 W	230 m ³ /h 150 m ³ /h 72 m ³ /h	1 1 1	420	480	230
くりこま	1,200	27	F 3 E 1 O W 1 W	235 m ³ /h	1	141	165	240
まつしま	1,250	21	F 3 E 1 O W 1 W	72 m ³ /h (+搭載放水ポンプ 1)	1	122	143	190
うみぎり	100	36	F 3 E 1 O W 1 W	70 m ³ /h	1	36	41	20
しらはぎ	26	30	F 3 E 1 O W 1 W	52 m ³ /h	2	26	28	14
しまかぜ	26	29	F 3 E 1 O W 1 W	156 m ³ /h	1	26	28	14
ささかぜ	26	29	F 3 E 1 O W 1 W	156 m ³ /h	1	26	28	14

機名	自重 (kg)	速度 (kt)	無線能力	消防ポンプ		座席数 (席)
				消火 能力	台数	
MA861 (固定翼機)	4,355	263	F 3 E 1 W (150MHz 帯防災波)	—	—	14
MA865 (固定翼機)	4,355	263	F 3 E 1 W (150MHz 帯防災波)	—	—	14
MA866 (固定翼機)	4,355	263	F 3 E 1 W (150MHz 帯防災波)	—	—	14
MA871 (固定翼機)	4,501	263	F 3 E 1 W (150MHz 帯防災波)	—	—	8
MH965 (回転翼機)	4,582	167	F 3 E 1 W (150MHz 帯防災波)	—	—	15
MH968 (回転翼機)	4,582	167	F 3 E 1 W (150MHz 帯防災波)	—	—	15
SH181 (回転翼機)	1,002	135	—	—	—	5
SH182 (回転翼機)	1,002	135	—	—	—	5
SH183 (回転翼機)	1,002	135	—	—	—	5
SH184 (回転翼機)	1,002	135	—	—	—	5
MH920 (ざおう搭載回転翼機)	3,872	145	F 3 E 1 W (150MHz 帯防災波)	—	—	14

巡視船等防災波設置一覧表

令和3年9月1日現在

船(機)名	周波数	出力	備考
ざおう	158.35 MHz 158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
MH920	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波
くりこま	158.35 MHz 158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
まつしま	158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
うみぎり	158.35 MHz 158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
しらはぎ	158.35 MHz 158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
しまかぜ	158.35 MHz 158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
ささかぜ	158.35 MHz 158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
MA861	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波
MA865	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波
MA871	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波
MA866	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波
MH965	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波
MH968	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波

(作成：第二管区海上保安本部警備救難部環境防災課)

陸上自衛隊災害派遣可能装備品

(令和4年9月1現在)

		多賀城駐屯部隊 (第22即応機動連隊等)	大和駐屯部隊 (第6偵察隊等)	船岡駐屯部隊 (第2施設団等)
主 要 な 派 遣 可 能 装 備 品	小型トラック	○	○	○
	中型トラック	○	○	○
	大型トラック	○	○	○
	レッカー			○
	大型ユニック	○		○
	大型ダンプ	○		○
	中・大型ブルドーザ	○(中型)		○
	シャベルドーザ	○		
	油圧ショベル			○
	バケットローダ	○		○
	救急車	○		○
	給水トレーラー	○	○	○
	ボート	○	○	○
	炊事車	○	○	○
	人命救助システム	○	○	○
	パネル橋MGB			○
	92式浮橋			○
	オートバイ	○	○	○
除染装置	○		○	
資材運搬車	○		○	
災害用ドローン	○	○	○	

圏域防災拠点一覧

平成 30 年 4 月現在

圏域	名称	所在地（住所） （座標）(UTMグリッド)	備考
仙南	蔵王町総合運動公園	蔵王町大字曲竹字河原前1-61 (座標) 38度5分, 140度39分 (UTMグリッド) 54SVH70071519	第1順位 B & G 海洋センターを除く
	白石高等技術専門学校	白石市白川津田字新寺前5-1 (座標) 38度1分, 140度41分 (UTMグリッド) 54SVH72430932	第2順位 蔵王山噴火時を想定
仙台	宮城県総合運動公園	利府町菅谷字館40-1 (座標) 38度20分, 140度57分 (UTMグリッド) 54SVH96094295	広域防災拠点（暫定）
大崎	大崎市古川総合体育館	大崎市古川旭4丁目5-2 (座標) 38度33分, 140度58分 (UTMグリッド) 54SVH97866835	
栗原	栗原市築館総合運動公園	栗原市築館字荒田沢41-241 (座標) 38度43分, 141度0分 (UTMグリッド) 54SWH00698613	B & G 海洋センターを除く
石巻	石巻市総合運動公園	石巻市南境字新小堤18 (座標) 38度27分, 141度18分 (UTMグリッド) 54SWH26665666	
登米	長沼フットピア公園	登米市迫町北方字天形161-84 (座標) 38度41分, 141度8分 (UTMグリッド) 54SWH11688226	
気仙沼 ・本吉	旧気仙沼西高等学校	気仙沼市赤岩牧沢155-1 (座標) 38度52分, 141度32分 (UTMグリッド) 54SWJ47520331	

※ 今後、新たに防災拠点として活用可能な施設が整備・拡充され、その施設が圏域防災拠点としてより適合する場合は、関係機関協議の上入れ替える。

緊急消防援助隊宮城県の登録隊

令和3年4月1日現在

消防本部名	統括指揮支援隊	指揮支援隊	航空指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	指統合機動部隊	部N B C 隊 指揮即 隊 隊 隊 隊	部土砂・風水害機動支援 隊 指揮隊 隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊				特殊装備小隊				航空小隊	航空後方支援小隊	合計	
													毒劇物等対応小隊	等大規模危険物火災 小隊	等密閉空間火災 小隊	送遠距離小隊	特殊車両小隊	水難救助小隊	その他特殊装備小隊	小隊数			重複除く	
仙台市消防局	1	2	1	1	1(1)	1(1)	1(1)	13	3	7	6	1	3	1	4(2)	3	1	2	1	2	2	1(1)	55	49
塩釜地区消防本部				1			1(1)	3	1	1	1							1					9	8
石巻地区広域消防本部								7	2	3	1												13	13
黒川地域消防本部								3		1	1												5	5
ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	1(1)	13	3	5	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	27	26	
大崎地域広域消防本部				1				5	1	3	1							2					13	13
栗原市消防本部								3	1	1	1												6	6
登米市消防本部								3		2	1												6	6
気仙沼・本吉地域広域 行政事務組合消防本部								4	1	2	1							1					9	9
ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	0	15	3	8	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	34	34	
仙南地域広域消防本部				1				6	1	2	2							1					13	13
名取市消防本部								3		1	1												5	5
あぶくま消防本部								2		2	2												6	6
ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	0	11	1	5	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	24	24	
宮城県			1																			1	4	3
宮城県合計	1	2	2	4	1(1)	1(1)	2(2)	52	10	25	18	1	4(2)	3	1	2	7	3	3(2)	2(1)	1	144	136	

※ () 内数字は重複する小隊数

災害支援目録登録状況一覧

(令和3年1月28日現在)

No.	企業(団体名)	所在地	支援区分	支援項目内容	登録年月日
1	株式会社エフエム仙台	仙台市青葉区	物的支援	FM文字多重放送による情報表示システムの提供	H17.6.9
2	日本防災ネットワーク協会	多賀城市	人的支援	建築・電気・設備技術者による支援	H17.6.13
			物的支援	建設機械等の支援	
3	財団法人宮城県国際交流協会	仙台市青葉区	人的支援	災害時通訳ボランティア	H17.6.15
4	日本赤十字社宮城県支部	仙台市青葉区	物的支援	毛布等災害救援物資の配布	H17.6.20
5	株式会社トスネット	仙台市宮城野区	人的支援	警備員の提供	H17.6.22
			物的支援	宿泊施設、バイオトイレ車の提供	
6	守屋運輸株式会社	岩沼市	物的支援	トラックによる物資輸送	H17.6.23
7	新栄観光バス株式会社	登米市	物的支援	バスによる被災者、支援者等の輸送	H17.6.23
8	松島国際観光株式会社	宮城県松島町	物的支援	バスによる被災者、支援者等の輸送	H17.6.25
9	日本通運株式会社仙台支店	仙台市若林区	物的支援	トラックによる物資輸送	H17.6.27
10	東北農政局土地改良技術事務所	仙台市宮城野区	物的支援	災害時ポンプ・エンジンの貸出	H17.6.27
11	社団法人宮城県看護協会	仙台市青葉区	人的支援	災害時の看護支援活動	H17.6.29
12	株式会社ニード	東京都港区	物的支援	簡易トイレ、汚物処理剤、凝固衛生袋セット、パーテーション、テント	H17.6.30
13	宮城交通株式会社	仙台市泉区	物的支援	バスによる被災者、支援者等の輸送	H17.6.30
14	船山株式会社東京本店	東京都中央区	物的支援	災害救助用簡易風呂システム	H17.7.4
15	株式会社FORM(フォーム)	東京都中央区	物的支援	リヤカー、テント、簡易トイレ、ダンボール製担架、間仕切り	H17.7.4
16	社団法人宮城県柔道整復師会	仙台市青葉区	人的支援	災害時医療救護活動	H17.7.11
17	株式会社大町	仙台市宮城野区	物的支援	仮設ハウス(ユニットハウス)	H17.7.13
18	敦井産業株式会社	新潟県新潟市	物的支援	プライベートウォール(間仕切り)	H17.7.14
19	株式会社共成レンテム仙台営業所	仙台市宮城野区	物的支援	建設機械器具・物品レンタル	H17.7.22
20	高橋土建株式会社	東松島市	物的支援	重機の貸し出し、人材の派遣	H17.8.1
21	株式会社包徳環境技術開発センター	仙台市青葉区	物的支援	除菌消臭剤	H17.8.25
22	東北内航海運組合	仙台市青葉区	物的支援	災害時における船舶による輸送の確保	H17.8.29
23	プッシュ建設株式会社	山形県山形市	物的支援	土嚢製造機	H17.9.5
24	宮城県倉庫協会	仙台市若林区	物的支援	災害時食料等の保管施設及び緊急救援物資保管施設の提供	H17.9.26
25	株式会社非常食研究所	大阪府摂津市	物的支援	非常備蓄食	H17.11.1
26	桂島建設株式会社	仙台市宮城野区	人的支援	職員及び普通作業員の派遣	H12.12.6
			物的支援	トラックによる輸送	
27	株式会社オウイング	茨城県日立市	物的支援	災害時非常用燃料及び燃焼器	H17.12
28	グランディ・21ボランティア	宮城県利府町	人的支援	人材派遣	H17.12.19
29	丹野土木株式会社	柴田郡川崎町	人的支援	技術者、作業員の派遣	H18.1.5
			物的支援	建設機械及び車両の貸与	
30	サンエス技研株式会社	仙台市青葉区	物的支援	防災避難セット、懐中電灯ほか	H18.1.30
31	仙台バス株式会社	岩沼市	物的支援	バスによる被災者、支援者等の輸送	H18.2.6
32	特定非営利活動法人みやぎ防災態勢支援協会	仙台市青葉区	人的支援	防災要員の派遣	H18.2.13
33	ガイドードリンク株式会社仙台支店	仙台市宮城野区	物的支援	飲料水の支援	H18.2.27
34	宮城県解体工事業協同組合	仙台市宮城野区	人的支援	技術者、作業員の派遣	H18.3.22
			物的支援	建設機械及び車両の貸与	
35	NPO法人宮城防災アマチュア無線クラブ	仙台市泉区	人的支援	アマチュア無線による通信の確保	H18.2.28
36	有限会社藤村銘木	仙台市宮城野区	物的支援	テント付簡易トイレ	H18.4.25
37	東北旅客船協会	仙台市宮城野区	物的支援	旅客船による被災者・支援者の輸送	H18.4.26
38	株式会社総合サービス	東京都中央区	物的支援	簡易トイレ、仮設トイレ、除菌ウェットタオル	H18.5.18
39	まいにち株式会社	大阪府岸和田市	物的支援	簡易トイレ	H18.6.15
40	星野総合商事株式会社	埼玉県川口市	物的支援	ワンタッチテント、簡易トイレ、真空バック毛布、救急箱、土のう	H18.7.13
41	三井住友海上火災保険株式会社東北本部	仙台市青葉区	物的支援	非常食、食器セット、簡易トイレ、毛布	H18.7.26
42	赤帽宮城県軽自動車運送協同組合	仙台市宮城野区	物的支援	軽貨物車による災害救援物資の配送	H18.5.27
43	株式会社パン・アキモト	栃木県那須塩原市	物的支援	非常備蓄食品「パンの缶詰」	H18.9.19
44	有限会社クワン	岩手県盛岡市	物的支援	防災手拭い	H18.10.16

災害支援目録登録状況一覧

(令和3年1月28日現在)

No.	企業(団体名)	所在地	支援区分	支援項目内容	登録年月日
45	株式会社三陸オーシャン	仙台市泉区	物的支援	レトルトがゆ, レトルトスープ	H18.12.4
46	株式会社ジャパンビバレッジ仙台支店	仙台市若林区	物的支援	飲料水の支援	H18.12.27
47	ミドリ安全宮城株式会社	仙台市若林区	物的支援	防寒服, カロリーメイト	H19.5.16
48	株式会社ゼロ・インフィニティ	仙台市太白区	物的支援	マジックタオル・ウェットクリーンタオル	H19.7.25
49	南光運輸株式会社	石巻市	物的支援	トラックによる支援物資の輸送	H19.7.30
50	株式会社村上工業	気仙沼市	物的支援	重機及びトラックの提供	H19.12.11
			人的支援	作業員の提供	
51	イオン株式会社東北カンパニー	仙台市青葉区	物的支援	食料品, 衣料品, 生活用品の物資支援	H20.2.18
52	十全株式会社仙台支社	仙台市青葉区	物的支援	災害用簡易トイレ	H20.3.31
53	宮城県繊維製品卸商業組合	仙台市若林区	物的支援	繊維製品, 介護用品, 殺菌・防臭機器	H20.4.28
54	松月産業株式会社	仙台市青葉区	物的支援	宿泊施設の提供(ホテル全10店舗)	H20.4.25
55	株式会社オプナス	東京都千代田区	物的支援	折りたたみロッカー「マルタス」の提供	H20.6.25
56	株式会社遠藤店	大崎市	物的支援	被災建物からのアスベスト飛散防止工事(アスベスト含浸固化処理)	H20.6.28
			人的支援	同上工事の施工	
57	新興工材株式会社	仙台市宮城野区	物的支援	特定消火機器(投げ消すサツ119)	H20.8.27
58	社団法人宮城県自動車整備振興会	仙台市宮城野区	物的支援	資機材等の貸出し	H21.1.30
			人的支援	緊急車両に不具合が発生した場合の応急整備	
59	有限会社丸本建設	気仙沼市	物的支援	被災建物・道路等からの一般廃棄物・産業廃棄物の処理	H21.4.7
			人的支援	同上工事の施工	
60	株式会社菅原工業	気仙沼市	物的支援	重機及びトラックの提供	H21.4.7
			人的支援	作業員の提供	
61	小山株式会社仙台営業所	仙台市若林区	物的支援	寝具類の提供	H21.9.17
62	社団法人日本即席食品工業協会	東京都台東区	物的支援	即席カップめん等の提供	H21.9.17
63	レンゴー株式会社新仙台工場	黒川郡大和町	物的支援	段ボールシート及び一般段ボールケースの提供	H21.9.17
64	株式会社みやこ	大阪府大阪市	物的支援	発熱材, 燻蕪薪(クカシ: 野外用燃料), 簡易寝袋の提供	H21.9.17
65	TPS太陽株式会社	仙台市青葉区	物的支援	テント, 大型テントの提供	H21.10.7
66	守屋運輸株式会社仙台支店	仙台市宮城野区	物的支援	車両の提供	H21.10.5
			人的支援	乗務員の派遣	
67	仙台環境開発株式会社	仙台市青葉区	物的支援	車両, 重機の提供	H21.10.16
68	小野寺工業株式会社	気仙沼市	物的支援	重機及びトラック, ダンプ, 簡易トイレの提供	H22.1.12
			人的支援	被災建物及び道路からの撤去物の処理作業員の派遣	
69	門馬建設株式会社	柴田郡村田町	物的支援	重機及びトラックの提供	H22.2.15
			人的支援	技術者, 作業員の派遣	
70	有限会社佐々木建設工業	石巻市	物的支援	トラック等車両及び簡易トイレの提供	H22.4.23
			人的支援	技術者, 作業員の派遣	
71	森永製菓株式会社	東京都港区	物的支援	菓子, 食品の提供	H22.8.19
72	株式会社森谷組	気仙沼市	物的支援	重機及びトラック, ダンプの提供	H22.9.2
			人的支援	被災建物及び道路からの撤去物の処理作業員の派遣	
73	丸吉電機株式会社東北支店	仙台市若林区	物的支援	災害救護用マット(コンパクト, 計量設計)	H22.9.17
74	株式会社フクイ	栃木県鹿沼市	物的支援	多目的シェルブ(オープン)の棚	H23.7.25
75	株式会社ワンビシアーカイブズ	東京都港区	物的支援	トラックの提供, 支援物資提供, 書類・データの緊急避難サービス, バックアップオフィスの提供	H24.2.23
			人的支援	ファイリングデザイナー, 文書情報管理士等有資格者の派遣, 片付け支援スタッフ等の派遣	
76	I・C・Cインターナショナル株式会社	神奈川県横浜市	物的支援	緊急時に於ける, 電源車での電源供給	H25.5.28
			人的支援	電源車のドライバー兼オペレーター及び電源工事	
77	泉ヶ岳温泉やまぼうし	仙台市泉区	物的支援	宿泊施設の提供	H26.12.2
78	株式会社トヨタレンタリース宮城	仙台市宮城野区	物的支援	レンタカーハイブリット車における電源供給及びレンタカー車両	H29.11.7

宮城県災害時広域応援計画

平成28年9月

宮 城 県

はじめに

我が国では、平成28年4月の熊本地震をはじめ全国各地で大規模災害が発生しており、また今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生も懸念されています。

このような中、東日本大震災を経験した本県は、他の都道府県において大規模災害が発生した際、復旧・復興の経験やノウハウを生かした支援を積極的に行うことが期待されています。

大規模災害発生時における広域応援については、災害対策基本法に基づき、平成24年5月に締結された「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、及び平成26年10月に締結された「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」において、応援を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項が定められています。

これらの協定等に基づき、このたび本県では、他都道府県での大規模災害発生時における支援の実施体制及び実施方法を定めた広域応援計画を策定しました。計画では、広域応援本部の役割及び体制、人的・物的応援及び業務等の提供の実施方法等について記載しています。

各部局等においては、この計画を踏まえ、効果的な広域応援の実現に向けた体制整備を進めるようお願いします。

平成28年9月

宮城県知事 村井 嘉浩

宮城県災害時広域応援計画

目 次

第1章 総 則

	(頁)
1 策定の目的	1
2 用語の定義	1
3 広域応援の内容	2
4 宮城県地域防災計画との関係	3
5 全国知事会協定及び8道県協定と本計画との関係	3
6 他の災害応援の枠組みとの関係	3

第2章 実施体制

	(頁)
1 実行性のある広域応援体制に向けて	4
2 広域応援本部の設置	4
3 広域応援本部の役割	4
4 広域応援本部の体制図	5
5 広域応援本部事務局の分掌事務	8
6 広域応援本部の廃止	8
7 広域応援本部事務局の配備体制	9
8 全国知事会協定による災害規模別の対応イメージ	10

第3章 広域応援の実施方法

	(頁)
第1節 広域応援ニーズの把握（連絡調整員等）	
1 職員の派遣	13
2 派遣する職員の担当業務	13
3 派遣する職員に必要となる資機材等	13
4 8道県協定に基づく広域応援要請	14
5 全国知事会協定に基づくブロック間の広域応援要請	15
6 広域応援の円滑な実施に向けて	16

第2節 人的応援（県外災害応援従事職員）

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 人的応援の実施方法 | 17 |
| 2 | 必要となることが想定される業務 | 17 |
| 3 | 派遣する職員に必要な資機材等 | 18 |
| 4 | 市町村との連携 | 19 |

第3節 物的応援

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 物的応援の実施方法 | 21 |
| 2 | 必要となることが想定される品目 | 21 |
| 3 | 物資の集積拠点 | 22 |
| 4 | 物資の輸送手段 | 22 |
| 5 | 留意事項 | 22 |

第4節 業務等の提供

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 業務等の提供の実施方法 | 23 |
| 2 | 必要となることが想定される業務 | 23 |

第4章 資料編

- | | | |
|---|-------------------------------------|----|
| | | 24 |
| 1 | 宮城県災害時広域応援本部要綱 | |
| 2 | H28年熊本地震に係る県職員の派遣状況について（H28.9.12現在） | |
| 3 | 平成28年熊本地震に対する市町村支援状況等一覧表（H28.5.6現在） | |

第1章 総 則

1 策定の目的

平成28年(2016年)熊本地震をはじめ、毎年のように各地で災害が発生しているほか、近い将来、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震のような大規模災害の際には、東日本大震災の被災県として、その経験を生かした人的・物的応援を行うことが本県に期待されている。

このことから、本県では、大規模災害発生時において、職員を派遣する人的応援や義援物資等を送付する物的応援及び業務等の提供を実施するための計画として、広域応援計画を策定することとした。

この計画の策定により、本県が大規模災害発生時に最大限かつ効率的な広域応援を行う。

2 用語の定義

この計画における主な用語の定義は次のとおりとする。

大規模災害	被害が複数の都道府県にまたがり、又は単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。
被災都道府県	大規模災害で被災した都道府県をいう。
宮城県広域応援本部	被災都道府県に対する広域応援に関する事項を検討及び実施するための組織をいい、知事が設置する。
宮城県広域応援本部長会議	被災都道府県への広域応援を実施するため、知事が招集する会議をいう。
宮城県広域応援本部事務局	宮城県広域応援本部に設置する事務局で、被災都道府県への広域応援に必要なニーズを把握し、関係部局等との調整を行う。 ＜設置グループ＞ 人的応援グループ、物的応援グループ
宮城県広域応援本部長幹事会	広域応援本部で協議する事項及び決定した事項の調整を行うため、危機管理監が招集する会議をいう。
全国知事会協定	「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(平成24年5月改正)をいう。平成24年5月改正でカバー(支援)県制度を設定している。
8道県協定	「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成26年10月改正)をいう。 全国を七つに分けたブロックの一つで、次の道県で構成される。 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
8道県広域応援本部	8道県協定第1条に基づく広域応援を行うための組織をいう。北海道東北地方知事会の会長道県等に設置され、連絡調整業務を行う。

(県・復興・危機管理部防災推進課)

カウンターパート制	被災都道府県を広域応援する都道府県を割り当てる方法であり、「対口（たいこう）支援」や「ペアリング支援」などと呼ばれている。 全国知事会復興本部調査で、応援県を固定することにより、責任をもった支援を継続かつ迅速に行うことができる、と評価されている。
カバー（支援）県	カウンターパート制により、8道県協定第3条に基づく被災都道府県に対して広域応援（情報収集）する都道府県をいう。 <8道県協定により、宮城県が広域応援を担当する県> 山形県（第1順位）、福島県（第2順位）、新潟県（第3順位） ※全国知事会協定では、宮城県が広域応援を担当する都道府県は、事前に決まっていない。

3 広域応援の内容

広域応援の内容としては、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）」第8条及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目」第6条では、次のとおり定義されており、具体的には、「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」（以下「8道県協定ガイドライン」という。）に明記されている業務内容を参考に、第3章広域応援の実施方法で定める。

(1) 人的応援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営応援に必要な要員
- ウ 応援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的応援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する応援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

4 宮城県地域防災計画との関係

この計画は、宮城県地域防災計画「地震災害対策編」第2章第19節第7, 4(5) (他都道府県被災時の応援体制), 「津波災害対策編」第2章第19節第7, 4(5) (他都道府県被災時の応援体制), 「風水害等対策編」第2章第13節第7, 4(5) (他都道府県被災時の応援体制) 及び「原子力災害対策編」第2章第7節8(1) (広域的な応援協力体制等) の趣旨に基づくものである。

5 全国知事会協定及び8道県協定と本計画との関係

全国知事会協定は、全国を七つのブロックに分け、全国的な広域応援を実施するブロック間応援の体制を整備した。宮城県が属している北海道東北ブロックは、隣接する関東ブロックと相互にカバーする関係にある。

北海道東北ブロックの道県で構成する8道県協定では、ブロック内での災害時の受援及び応援に係る体制の整備を行っており、この計画は、両協定の趣旨に基づくものである。

6 他の災害応援の枠組みとの関係

全国知事会の東日本大震災における広域応援の実施状況調査結果によると、複数ルートによる災害応援の調整が課題の一つであったことから、この計画の実施に当たっては、次の各機関との連携を図るものである。

また、他の協定等による災害応援の実施を妨げるものではない。

- ・指定都市市長会
「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」(平成26年4月施行)
- ・全国市長会
- ・全国町村会
- ・その他、広域応援を行う各団体

第2章 実施体制

1 実行性のある広域応援体制に向けて

東日本大震災は、実質上初の全国知事会協定の発動の機会となり、そのことを教訓に、平成24年5月に全国知事会協定が大幅に改正され、「カバー（支援）県」による広域応援やブロック間応援等を柱とする広域応援体制の枠組みが強化された。

平成27年7月「全国知事会危機管理・防災特別委員会広域応援推進検討ワーキンググループ」の報告書においては、都道府県相互の広域応援の今後の方向性が整理されている。

平成28年（2016年）熊本地震では、全国知事会災害対策都道府県連絡本部が熊本県庁内に現地本部を設置した。

この計画は、同報告書の趣旨及び熊本地震への広域応援の実績に基づき、次の事項を考慮している。

- (1) 各都道府県の広域応援体制が同じ方向性になるように取り組む。
- (2) 広域応援活動の枠組みを「人的応援」「物的応援」「業務等の提供」に分ける。
- (3) 引き続き、カバー（支援）県である山形県との「顔の見える関係」を築く。
- (4) 8道県広域応援本部に派遣される本部員、ブロック間応援の要請があったときに派遣される現地調査員は、一定の判断を行うことができる管理職を含むものとする。

2 広域応援本部の設置

知事は、次のいずれかに該当するときは、被災都道府県に対する広域応援を実施するため、宮城県広域応援本部（以下「広域応援本部」という。）を設置する。

- (1) 8道県協定に基づく広域応援の要請があったとき。
- (2) 全国知事会に基づくブロック間応援の要請があったとき。
- (3) 8道県以外の都府県において震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生した場合において、知事が必要と認めるとき。

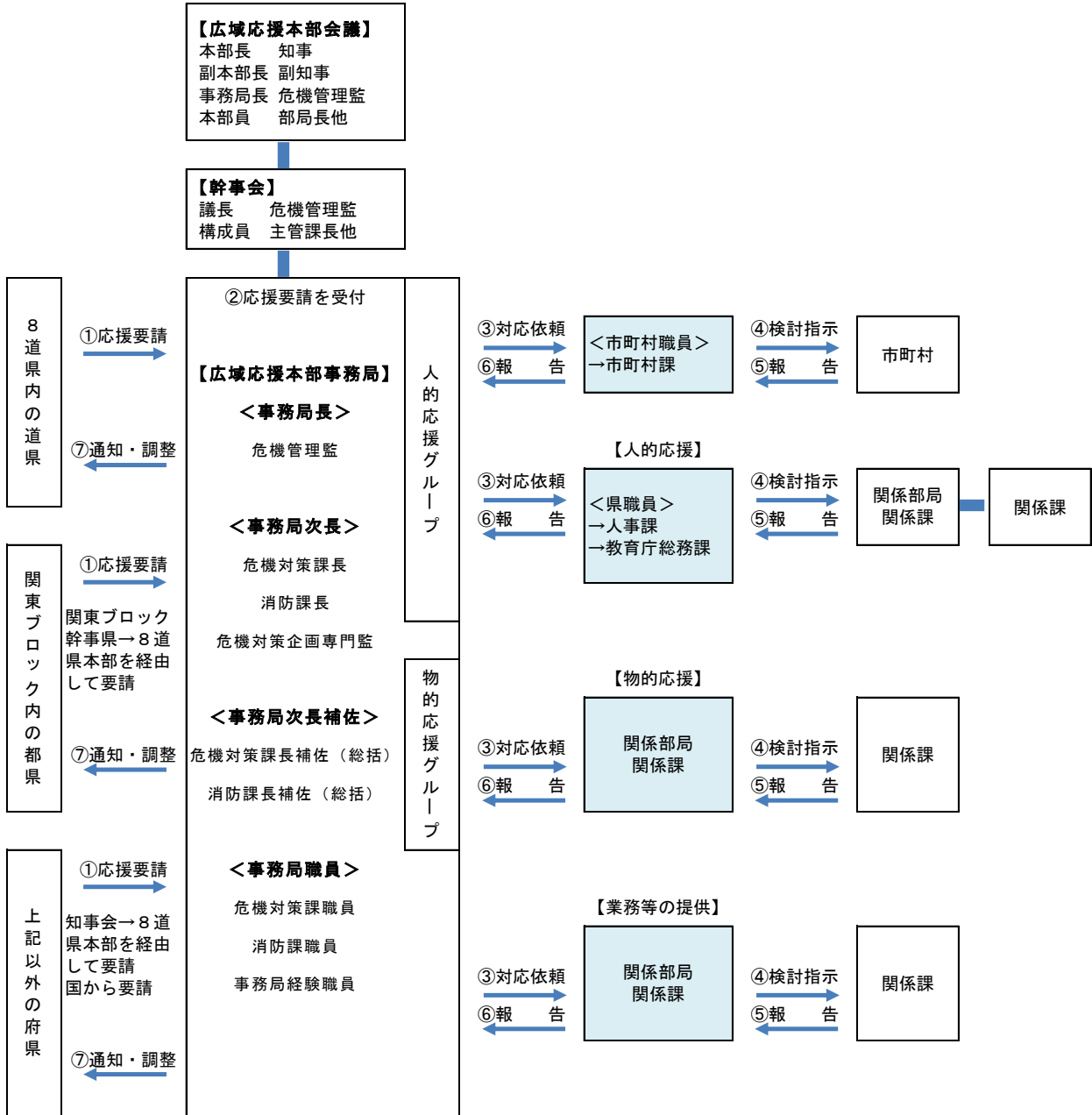
3 広域応援本部の役割

広域応援本部は次の役割を担う。

- (1) 8道県協定に基づくカバー（支援）県等の広域応援に関する事項の検討及び実施。
- (2) 全国知事会協定に基づくブロック間応援等の広域応援に関する事項の検討及び実施。
- (3) その他、知事が必要と認める事項の検討及び実施。

4 広域応援本部の体制図

(1) 広域応援本部の体制図は次のとおりとする。



(2) 広域応援本部の組織は、次のとおりとする。

		職名	充当職	職務
宮城県 広域応援本部	広域応援本部会議	本部長	知事	広域応援本部を統括する。
		副本部長	副知事	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
		本部長	公営企業管理者 部制条例(昭和35年宮城県条例第41号)に定める部の部長 会計管理者 出納局長 企業局長 県教育委員会教育長 警察本部長 危機管理監 その他広域応援本部長(以下「本部長」という。)が必要と認めた者	本部長の命を受け、被災都道府県への広域応援に必要な事項を協議する。
	幹事会	議長	危機管理監	幹事会を統括する。
		構成員	次の(3)に掲げる者 各部局の主管課長他	本部長の命を受け、広域応援本部会議で協議する事項及び決定した事項を調整する。
	本部連絡員会議	構成員	宮城県災害対策本部要綱第7条で部長が所属職員のうちから指名した者	上司の命を受け、所属部と広域応援本部事務局との連絡調整及び所属部に係る広域応援活動に関する情報の収集伝達に従事する。
	広域応援本部事務局	事務局長	危機管理監	本部長の命を受け、所管する広域応援対策に必要な事務を処理する。
		事務局次長	危機対策課長 消防課長 危機対策企画専門監	事務局長を補佐する。
		事務局次長補佐	危機対策課課長補佐(総括担当) 消防課課長補佐(総括担当)	事務局次長を補佐する。 報道機関に係る総合対応を行う。

	事務局職員	危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	上司の命を受け、広域応援対策に必要な事務を処理する。
	県外災害応援従事職員	幹事会構成員(人事課長, 教育庁総務課長) から通知のあった者	上司の命を受け、被災都道府県に赴き、必要な広域応援を行う。
全国知事会協定関係	現地調査員	危機対策企画専門監 危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	全国知事会協定に基づき、上司の命を受け、被災都県に赴き、情報収集を行う。 ※危機対策企画専門監の職にあるものを含む2名以上 ただし、事務局長が指名する者を派遣するいとまがないときは、事務局長は、東京事務所長に対し現地調査員の派遣を依頼する。
	緊急広域災害対策本部員	各都道府県東京事務所の職員	全国知事会協定第6条に基づき、上司の命を受け、緊急広域災害対策本部に赴き、必要な広域応援を行う。
8道県協定関係	連絡調整員	危機対策企画専門監 危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	8道県協定に基づき、上司の命を受け、本県がカバー県となる被災県に赴く。 ※危機対策企画専門監の職にあるものを含む2名以上
	8道県広域応援本部員及び道県連絡調整員	危機対策課課長補佐(総括担当) 危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	8道県協定ガイドラインに基づき、上司の命を受け、8道県広域応援本部に赴く。 ※道県の防災担当責任者をもって充て、危機対策課課長補佐(総括担当)の職にあるものを含む2名以上

(3) 幹事会の構成員は、次に掲げる者をもって充てる。

総務部	人事課長，財政課長，市町村課長
震災復興・企画部	震災復興・企画総務課長
環境生活部	環境生活総務課長
保健福祉部	保健福祉総務課長
経済商工観光部	経済商工観光総務課長
農林水産部	農林水産総務課長
土木部	防災砂防課長
出納局	会計課長
企業局	公営事業課長
教育庁	総務課長
警察本部	警備課長
	その他危機管理監が必要と認めた者

5 広域応援本部事務局の分掌事務

広域応援本部事務局の分掌事務は次のとおりとし、運営については県災害対策本部に準じる。

- (1) 8道県広域応援本部及び被災都道府県等との調整
- (2) 全国知事会との調整（震災復興・企画部と連携）
- (3) 広域応援本部会議及び幹事会の開催，運営
- (4) 広域応援本部会議での決定事項に基づく業務の調整
- (5) 報道機関等への情報発信
- (6) その他，広域応援対策に必要なこと

6 広域応援本部の廃止

本部長は、現地に派遣した職員からの報告及び被災都道府県の状況等を見極め、広域応援本部の廃止を決定する。

7 広域応援本部事務局の配備体制

広域応援対策に必要な事務を処理するため、危機管理当直の平日配備時間及び休日夜間配備時間を除き、原則として広域応援本部事務局の配備体制は次のとおりとする。

広域応援活動の内容	配備基準	
	管理職	一般職員
広域応援の初動時 概ね3日間程度	事務局次長又は事務局次長補佐が2名以上	職員4名以上 ※1
現地調査員が活動中 広域応援本部会議が定期開催中	事務局次長又は事務局次長補佐が1名以上	職員2名以上 ※2

その他	必要に応じて配備	
-----	----------	--

- ※1 災害対策の手引き（危機対策課作成）の警戒配備基準及び体制の警戒配備体制1号に準じる。
※2 災害対策の手引き（危機対策課作成）の警戒配備基準及び体制の警戒配備体制0号に準じる。

8 全国知事会協定による災害規模別の対応イメージ

都道府県相互の広域応援体制は、各ブロック内で設定したカバー（支援）県を基盤とし、災害規模に応じて、ブロック間応援や全国知事会の調整の下に行われる複数ブロックによる対応となる。

(1) 局地的災害（カバー（支援）県対応）の場合 ※8道県内の被災

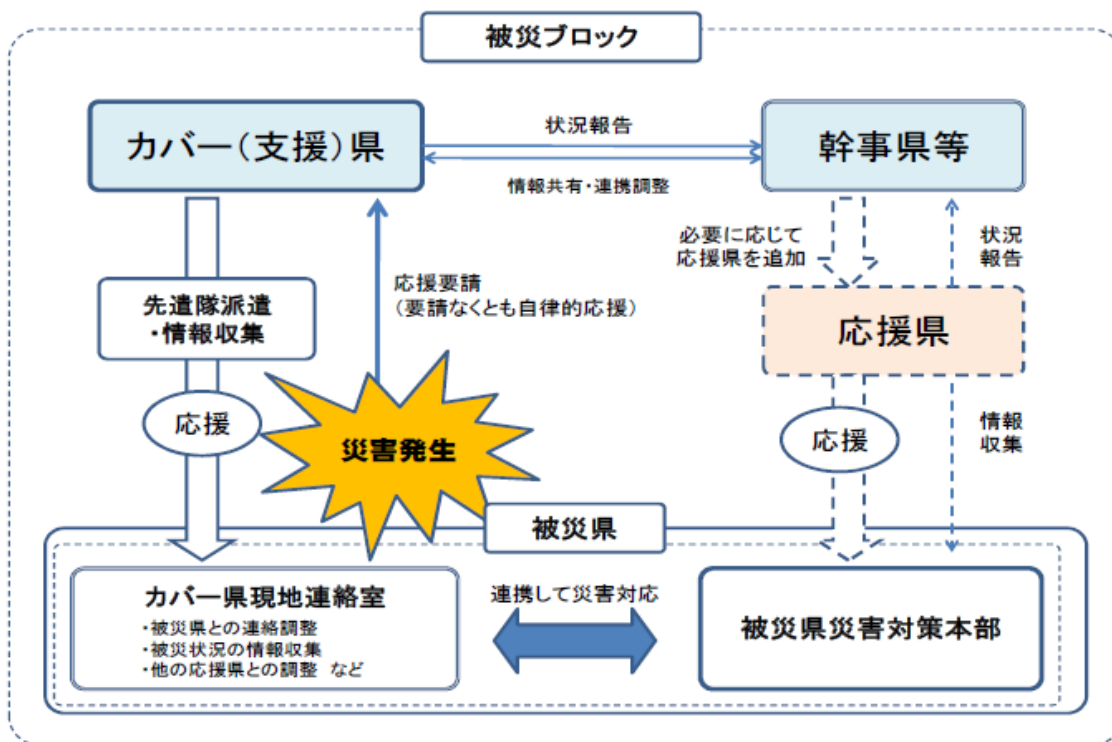
ア 山形県が被災した場合は、8道県協定に基づき、宮城県がカバー（支援）県の第1順位となり、広域応援要請の有無に関わらず、山形県災害対策本部へ連絡調整員を派遣する。

イ 宮城県は、山形県からの要請があった場合、又は被災状況に応じて、山形県への人的・物的応援を実施する。

ウ 広域応援が宮城県だけでは不足し、8道県広域応援本部が設置された場合は、広域応援本部事務局と密に連絡をとり、複数県で広域応援を実施する。

エ 福島県が被災した場合は、宮城県がカバー（支援）県の第2順位となる。

オ 新潟県が被災した場合は、宮城県がカバー（支援）県の第3順位となる。

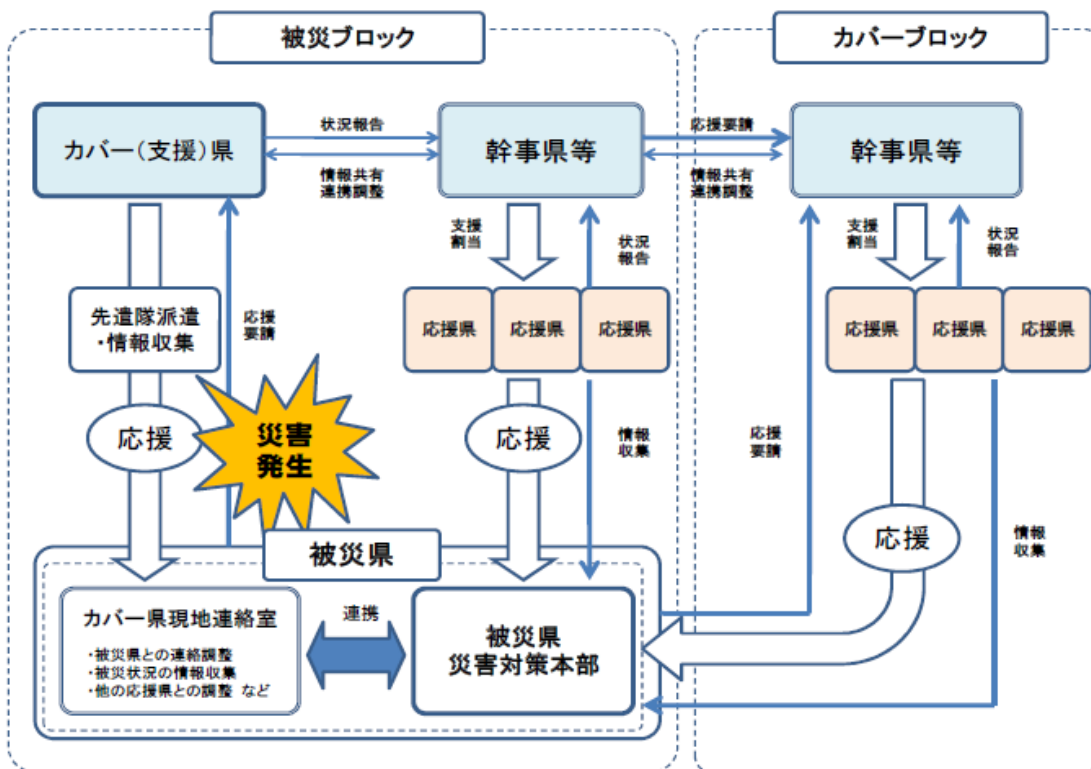


※都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル

II 災害規模別の対応から引用（H25.3全国知事会東日本大震災復興協力本部）

(2) 中規模災害（ブロック間応援対応）の場合 ※関東ブロックの被災

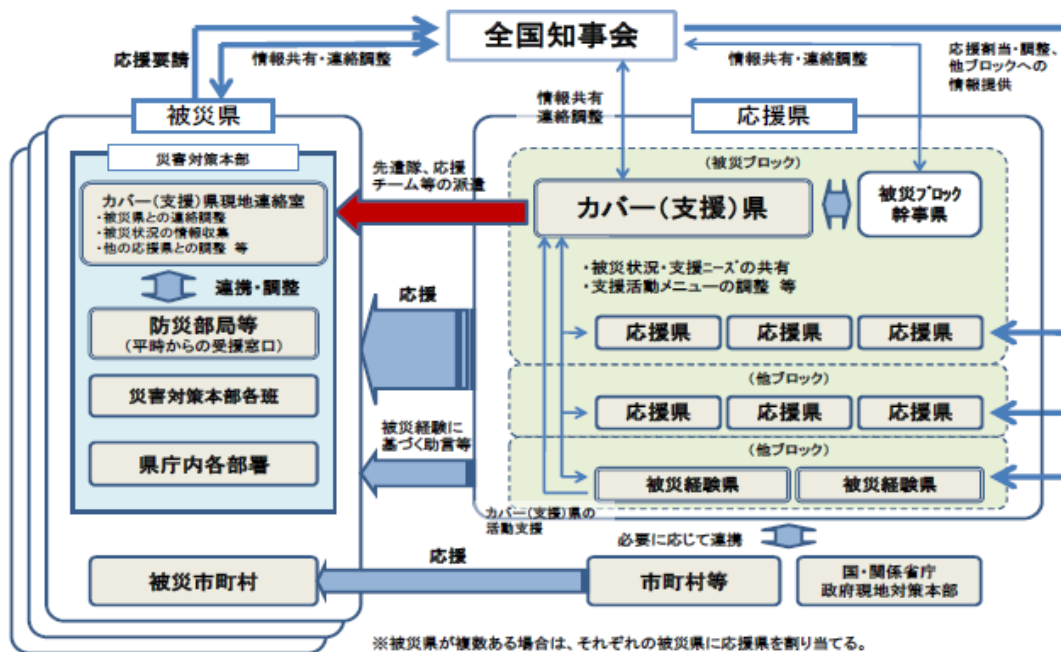
- ア 8道県協定ガイドラインで定めているブロック間応援体制に基づき、宮城県が千葉県の被災状況の情報収集を行う第1順位となる。
- イ 発災時は、関東ブロックから北海道東北地方知事会の会長道県（8道県広域応援本部）への広域応援要請に基づき、千葉県災害対策本部へ現地調査員を派遣する。
- ウ 現地調査員は、リエゾンの業務を行い、広域応援本部事務局と密に連絡をとる。
- エ 広域応援を実施する道県は、8道県広域応援本部が調整する。



※都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル
 II 災害規模別の対応から引用（H25.3全国知事会東日本大震災復興協力本部）

(3) 大規模かつ広域な災害（複数ブロックによる応援対応）の場合

- ア 8道県又は関東ブロック以外のブロックが被災した場合は、全国知事会から北海道東北地方知事会の会長道県（8道県広域応援本部）への要請に基づき、被災都道府県へ現地調査員を派遣する。
- イ 現地調査員は、リエゾンの業務を行い、広域応援本部事務局と密に連絡をとる。
- ウ 広域応援を実施する都道府県は、全国知事会の調整の下、被災都道府県に対し、ブロックにおける広域応援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。



※都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル
 II 災害規模別の対応から引用（H25.3全国知事会東日本大震災復興協力本部）

第3章 広域応援の実施方法

第1節 広域応援ニーズの把握（連絡調整員等）

1 職員の派遣

- (1) 8道県協定に基づき、連絡調整員を被災道県に派遣する。
8道県広域応援本部員及び道県連絡調整員を8道県広域応援本部に派遣する。
- (2) 全国知事会協定に基づき、現地調査員を被災都道府県に派遣する。
緊急広域災害対策本部員を緊急広域災害対策本部に派遣する。
- (3) 8道県以外の都府県において震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生した場合において、知事が必要と認めるとき、現地調査員を被災都道府県に派遣する。

2 派遣する職員の担当業務

- (1) 被災都道府県における広域応援のニーズを把握する。
- (2) 把握した情報は、他の広域応援機関と情報共有を行う。
- (3) 広域応援を円滑に、かつ、効果的に実施するため、他の応援機関との調整を行う。
- (4) 全国知事会現地連絡本部や他の広域応援自治体と情報交換を行う。
- (5) 必要に応じて、被災都道府県の災害対策本部員会議へ参加する。
- (6) その他広域応援に必要な情報収集、調整を行う。

3 派遣する職員に必要な資機材等

- (1) 被災都道府県の負担にならないよう、自己完結型で活動する。
- (2) 必要となる資機材等を準備する担当課は次のとおりとする。

資機材名等	関係部局	関係課
防災服 ※宮城県の表記があるもの	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課 ※所有していない場合は、危機対策課等の予備分を貸出
車両等の移動手段 公用車 レンタカー 公共交通機関	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課
宿泊先	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課
寝袋、毛布等 ※ホテル等が確保出来なかった場合に持参	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課 ※所有していない場合は、危機対策課等の予備分を貸出
派遣先での活動費（現金） ※レンタカー代、駐車場代、地図、文具類 食料、飲料水	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課
食料、飲料水 ※管財課の備蓄品を持参する場合に持参	総務部	管財課
防寒着、ヘルメット、雨具、デジタルカメラ、ラジオ、マスク、救急セット、懐中電灯	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課 ※所有していない場合は、危機対策課等の予備分を貸出

衛星携帯電話 ※通信手段が確保出来ない場合に持参	総務部	危機対策課 ※危機対策課所有を貸出
携帯電話, Wi-Fi ルーター タブレット		危機対策課 ※携帯キャリア会社から借用等
ノートパソコン ※派遣先での記録や報告作業で使用	総務部 震災復興・企画部	危機対策課 情報システム課 ※不足する場合は、情報システム課の予備分を貸出
連絡調整員の派遣先での執務場所	総務部	危機対策課 ※全国知事会現地連絡本部内を想定

4 8 道県協定に基づく広域応援要請

8道県協定に基づく道県からの広域応援要請は、広域応援本部事務局が受け付ける。

第2順位及び第3順位道県は、第1順位道県も被災道県であった場合や、複数道県による広域応援が必要な場合を想定している。

< 8道県協定に基づくカウンターパート制によるカバー（支援）県 >

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

5 全国知事会協定に基づくブロック間の広域応援要請

(1) 広域応援要請の受け付け

全国知事会協定に基づく他ブロックからの広域応援要請は、8道県広域応援本部が受け付け、現地調査員を被災都道府県に派遣し情報収集を行う。

8道県協定ガイドラインに基づく関東ブロックへの現地調査員の割当は次のとおりであり、第1順位道県が現地調査員を派遣できない場合は、第2順位道県が派遣を行う。

<現地調査員（情報収集）の派遣割当>

被災都県	第1順位	第2順位
栃木県	北海道	青森県
茨城県	青森県	北海道
群馬県	秋田県	岩手県
埼玉県	岩手県	秋田県
東京都	山形県	宮城県
千葉県	宮城県	山形県
神奈川県	福島県	新潟県
山梨県	新潟県	福島県
長野県	秋田県	岩手県
静岡県	新潟県	福島県

(2) 広域応援先の決定

8道県広域応援本部が、現地調査員からの情報に基づき、関東ブロックの都県への割当を決定する。関東ブロック以外からの広域応援要請に基づく割当は、8道県広域応援本部が調整する。

6 広域応援の円滑な実施に向けて

広域応援が円滑に行われるよう、次の事項を実施する。

- (1) 総務部人事課は、「宮城県職員災害対応人材バンク」の整備を推進する。
- (2) 総務部危機対策課は、8道県協定に基づき、本県がカバー（支援）県となる各県が実施する防災訓練に連絡調整員を派遣する。
- (3) 総務部危機対策課は、全国知事会協定に基づき、本県が情報収集割当となる県が実施する防災訓練に現地調査員を派遣する。
- (4) 各部局は、広域応援体制に必要な対策の整理を関係各課へ依頼する。
各課では、「大規模災害応急対策マニュアル」に準じた方法や各部局で策定している災害時のガイドライン等で整理する。
- (5) 各部局は、派遣期間が長期にわたることが想定される場合は、交代の体制を整える。
- (6) 各部局は、円滑な引継ぎを行うため、交代時には活動日を1日重ねて派遣する。

第2節 人的応援（県外災害応援従事職員）

1 人的応援の実施方法

- (1) 広域応援本部事務局（人的応援グループ）は、8道県協定又は全国知事会協定等に基づく人的応援の要請を受け付けたときは、幹事会構成員（人事課、教育庁総務課）に対し職員の派遣を検討するよう依頼する。
- (2) (1)の依頼を受けた幹事会構成員（人事課、教育庁総務課）は、直ちに当該広域応援を行う必要がある業務を所管する関係部局と検討を行い、人的応援の可否、期間等について広域応援本部事務局（人的応援グループ）に通知する。
- (3) 広域応援本部事務局（人的応援グループ）は、(2)の通知を受けたときは人的応援の可否、期間等について8道県広域応援本部等に通知する。

2 必要となることが想定される業務

人的応援が想定される業務は、8道県協定ガイドライン、東日本大震災における復旧業務及び平成28年熊本地震における対応実績を踏まえ、次のとおりとする。

時期	広域応援の業務内容	関係部局	主な関係課
初動期	○避難者対策業務		
	避難所の運営支援	総務部	人事課
	被災者の健康対策	保健福祉部	保健福祉総務課
	被災者のこころのケア	保健福祉部 教育庁	障害福祉課 関係各課
	○建築物危険度判定業務 ※全国被災建築物応急危険度判定協議会からの要請を優先	土木部	建築宅地課
	○宅地危険度判定業務 ※被災宅地危険度判定連絡協議会からの要請を優先	土木部	建築宅地課
	○土砂災害危険箇所緊急点検業務	土木部	防災砂防課
	○原子力災害応急対策業務 ※原子力災害時の相互応援に関する協定との連携を図る	総務部 環境生活部	危機対策課 原子力安全対策課
	○災害対策本部の支援業務	総務部	危機対策課
応急対策 ～復旧期	○避難者対策業務		
	物資集積拠点等の運営支援	総務部	危機対策課
	被災者の健康対策 生活衛生・感染症対策業務	保健福祉部 環境生活部	保健福祉総務課 環境生活総務課
	○応急仮設住宅の整備等に係る業務	土木部	住宅課
	○応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ等）に係る業務	保健福祉部	震災援護室
	○下水道の応急復旧業務 ※「下水道事業における災害時支援に関するルール」及び「北海道・東北ブロック下水道	土木部	下水道課

	災害時支援に関するルール」からの要請を優先		
	○災害廃棄物の処理に係る業務	環境生活部	循環型社会推進課
	○市町村事務全般の支援業務 ※宮城県市長会、宮城県町村会等との連携	総務部	市町村課
	○学校教育の支援業務	教育庁	関係各課
	○災害救助法に係る業務	保健福祉部	震災援護室
復旧 ～復興期	○農地・農業用施設災害復旧に係る業務	農林水産部	農村振興課 農村整備課

※ 上記にない業務の応援が必要となった場合には、大規模災害応急対策マニュアルを参考に対応する。

※ 全国知事会協定及び8道県協定以外に既にルール化された応援体制等がある場合には、それらを優先する。

3 派遣する職員に必要となる資機材等

第1節広域応援ニーズの把握の3に準じる。

4 市町村との連携

- (1) 幹事会構成員（市町村課）は、県内の市町村に対し、災害派遣協定や姉妹都市関係等による独自の被災自治体への職員派遣の実施の有無について、照会、把握する。
- (2) 広域応援本部事務局（人的応援グループ）は、全国知事会等を通じて県内市町村職員の人的応援の要請を受け付けたときは、幹事会構成員（市町村課）に対し、市町村へ職員派遣の可否を照会するよう連絡する。
- (3) (2)の依頼を受けた幹事会構成員（市町村課）は、県内市町村に対し、応援要請のあった業務について、職員派遣の可否について照会する。照会に当たっては、既に独自に職員を派遣している市町村に対しても同様に照会する。

なお、幹事会構成員（市町村課）は、宮城県市長会及び宮城県町村会に、市町村職員について応援要請があったこと及び県から県内市町村に照会することを通知し、必要に応じて協力を要請する。

- (4) 幹事会構成員（市町村課）は、職員派遣要請に対する市町村からの回答をとりまとめ、広域応援本部事務局を通じて全国知事会等に報告する。
- (5) 基本的に、県内市町村からの職員派遣の諾否は、市町村の判断に任せることとするが、被災地の状況（範囲、規模、支援が必要な業務等）及び県内市町村の対応可能状況によっては、県内市町村でローテーションを組んで職員を派遣する方法等について、市町村と協議する。

【参考】平成28年熊本地震時の対応

① 発災直後

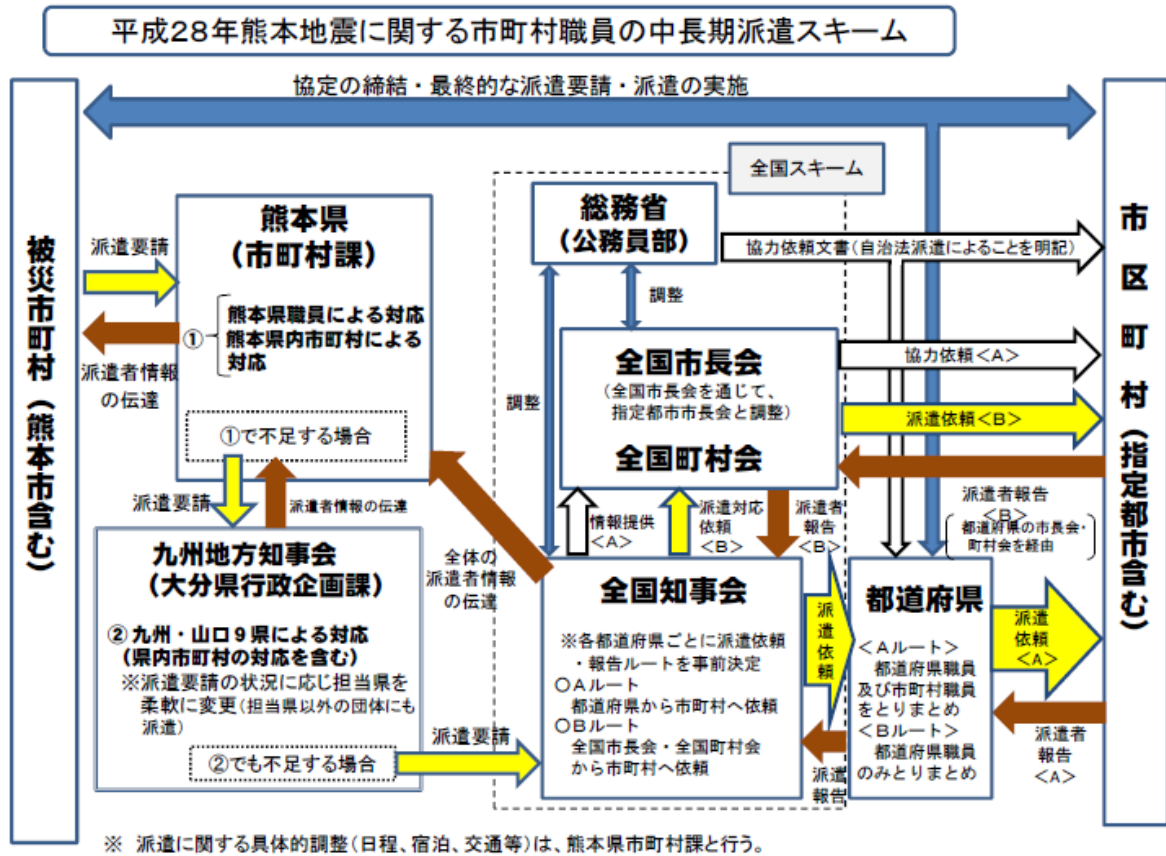
- ・平成28年熊本地震の際は、市町村職員の派遣については、全国市長会及び全国町村会から県内の市町村に派遣要請（派遣可能な業務内容、職種、人数、期間等を登録し、全国市長会等が被災地のニーズとマッチングし、市町村に派遣を要請）があった。
- ・県内市町村においては、災害派遣協定等に基づく独自派遣を行う団体及び市長会・町村会を通じた派遣を行う団体のほか、市長会・町村会に登録したがマッチングされずに待機状態となる団体が生じた。
- ・このため、待機状態となっている市町村については、宮城県が現地調査員を通じて把握したニーズに対してマッチングを行い、職員派遣につなげた。
- ・なお、県では、県内市町村からの派遣状況を把握し、県のホームページで公開するとともに、県の現地連絡員に情報提供した（情報把握とホームページでの公開は、県内市町村からの派遣終了まで継続）。

② 宮城県独自の現地調査員派遣終了後

- ・宮城県は発災直後から、独自に現地調査員を派遣し、現地のニーズを把握して支援を行っていたが、平成28年5月末をもって現地調査員を引き揚げた。
- ・この後の人的応援については、県職員の派遣要請は、全国知事会から8道県広域応援本部を経由して行われ、市町村職員の派遣要請は、上記①に引き続き全国市長会及び全国町村会への登録・マッチングにより行われた。

③ 中長期派遣について

- ・平成28年7月に総務省から、下図の中長期派遣スキームが示され、それに基づき全国知事会から中長期派遣について照会があった。このスキームにおいては、市町村職員の派遣について、都道府県が照会・とりまとめを行うAルートと、都道府県を経由せずに全国市長会及び全国町村会が市町村への照会・とりまとめを行うBルートが選択制となり、宮城県においてはAルートを選択することとした。



・なお、前述の「4 市町村との連携」の内容は、発災直後の人的応援要請についても、上図の中長期派遣スキームのAルートで、全国知事会から県の広域応援本部を経由して行われることを前提としたものである。

第3節 物的応援

1 物的応援の実施方法

- (1) 広域応援本部事務局（物的応援グループ）は、8道県協定又は全国知事会協定等に基づく物的応援の要請を受け付けたときは、当該広域応援を行う必要がある業務を所管する本部員に対し物的応援を検討するよう依頼する。
- (2) (1)の依頼を受けた本部員は、直ちに関係課と検討を行い、物的応援の可否、期間等について広域応援本部事務局（物的応援グループ）に通知する。
- (3) 広域応援本部事務局（物的応援グループ）は、(2)の通知を受けたときは物的応援の可否、期間等について8道県広域応援本部等に通知する。
- (4) なお、被災都道府県から有償による物的応援の要請がある場合においては、企業等との調整を行い、被災都道府県のニーズに応える。

2 必要となることが想定される品目

物的応援が想定される品目は次のとおりとする。

品 目	関係部局	部内関係課
生活必需物資	総務部 環境生活部	危機対策課 消費生活・文化課
医薬品	保健福祉部	薬務課
食料品	農林水産部	食産業振興課 農産園芸環境課 畜産課 水産業振興課
原子力防災資機材 ※原子力災害時の相互応援に関する協定との連携を図る	環境生活部	原子力安全対策課
その他	大規模災害応急対策マニュアルを参考とする。	

3 物資の集積拠点

一時的に集積が必要になるときは、宮城県倉庫協会会員所有の倉庫等を活用する。

4 物資の輸送手段

原則として、物資を提供する企業等が被災都道府県へ配送する。

しかしながら、輸送手段が確保できない場合は、3の物資の集積拠点までの配送を依頼し、集積拠点から被災都道府県までの配送は、「緊急物資の輸送に関する協定書」第11条に基づき、(公社)宮城県トラック協会等へ協力を依頼する。

5 留意事項

物資の送付に当たっては、開封しなくとも内容が判別できるようにするため、次に掲げる事項を1箱ごとに明示する。

- (1) 品目
- (2) 賞味期限若しくは消費期限又は使用期限
- (3) 数量
- (4) 提供元機関名
- (5) 担当者名及び連絡先

第4節 業務等の提供

1 業務等の提供の実施方法

- (1) 広域応援本部事務局は、8道県協定又は全国知事会協定等に基づく業務等の提供の要請を受け付けたときは、当該広域応援を行う必要がある業務を所管する本部員に対し業務等の提供を検討するよう依頼する。
- (2) (1)の依頼を受けた本部員は、直ちに関係課と検討を行い、業務等の提供の可否、期間等について広域応援本部事務局に通知する。
- (3) 広域応援本部事務局は、(2)の通知を受けたときは業務等の提供の可否、期間等について8道県広域応援本部等に通知する。

2 必要となることが想定される業務

業務等の提供が想定される業務は次のとおりとする。

業 務	関係部局	部内関係課
防災ヘリの出動	総務部	消防課
避難者の受入れ（広域避難） ※市町村施設の避難所	総務部	危機対策課
避難者の受入れ（広域避難） ※市町村施設の避難所以外	総務部 震災復興・企画部 経済商工観光部	危機対策課 地域復興支援課 観光課
避難者の受入れ（広域避難） ※原子力災害時	総務部 環境生活部	危機対策課 原子力安全対策課
し尿処理の受入れ	環境生活部	循環型社会推進課
災害廃棄物の受入れ		
火葬の受入れ	環境生活部	食と暮らしの安全推進課
ドクターヘリの出動	保健福祉部	医療政策課
災害ボランティアへの情報提供	保健福祉部	社会福祉課
義援金の受入支援	保健福祉部	社会福祉課
その他	大規模災害応急対策マニュアルを参考とする。	

第4章 資料編

- 1 宮城県災害時広域応援本部要綱
別添のとおり。